

# BTMU

## 中国月報

第16号 (2007年5月)



### CONTENTS

- **特集 1**
  - ◆ 「物権法」に関する考察
- **特集 2**
  - ◆ 華南地域の加工貿易について
- **連載**
  - ◆ 「香港再考 ～ 香港拠点の有効活用を考える」  
第7回：「統括拠点としての香港の活用 ①」  
～ 中国統括拠点としての香港の活用を中心に
- **経済**
  - ◆ 中国経済の現状 ～11%を上回る高成長に再加速～
- **産業**
  - ◆ 急拡大する中国医薬品市場と参入メーカーの動向
- **上海支店人民元レポート**
  - ◆ 中国外貨交易センターの新システム稼動について
- **スペシャリストの目**
  - ◆ 投資：『中国シルバービジネス』のすすめ
  - ◆ 税務会計：中国の会計・税務
  - ◆ 人事：福利調査 2007-2
- **BTMU中国ネットワーク**



## 目 次

### ■特集 1

- ◆.....「物権法」に関する考察  
露木・赤澤法律事務所 .....1

### ■特集 2

- ◆.....華南地域の加工貿易について  
ジェトロ広州事務所 .....8

### ■連載

- ◆.....「香港再考～香港拠点の有効活用を考える」  
第7回：「統括拠点としての香港の活用 ①」  
～ 中国統括拠点としての香港の活用を中心に  
三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室 ..... 22

### ■経済

- ◆.....中国経済の現状 ～11%を上回る高成長に再加速～  
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 .....26

### ■産業

- ◆.....急拡大する中国医薬品市場と参入メーカーの動向  
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 .....30

### ■上海支店人民元レポート

- ◆.....中国外貨交易センターの新システム稼動について .....39

### ■スペシャリストの目

- ◆.....投 資：『中国シルバービジネス』のすすめ  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング（上海）有限公司 .....42
- ◆.....税務会計：中国の会計・税務  
プライスウォーターハウスクーパース中国 .....45
- ◆.....人 事：福利調査 2007－2  
P a s o n a G r o u p .....50

- BTMU中国ネットワーク .....54



## エグゼクティブ・サマリー

**特集 1 『物権法』に関する考察**は、露木・赤澤法律事務所からの寄稿です。3月の全人代で制定された物権法について制定の背景や注目を、外国企業や現地法人に関わりの生じる点、特に、不動産にかかわる制度を中心に解説した上で、これらの前提となる登記内容開示の枠組みが十分でないことを問題点として指摘し、その改善が必要であるとしています。

**特集 2 「華南地域の加工貿易について」**は、ジェトロ広州事務所からの寄稿です。華南地域で広く展開されている来料加工、進料加工に対する最近の規定、「増値税還付率の廃止・引き上げ」や「加工貿易禁止類商品目録の品目追加」を採り上げ、この影響をコストの問題を中心に具体的に解説しています。華南独自のオペレーションやその最近の問題点を理解するためにも極めて有用なレポートとなっています。

**連載「香港再考～香港拠点の有効活用を考える」**は、「統括拠点としての香港の活用」の第1回目で、中国統括拠点としての香港の活用を採り上げています。統括拠点の位置づけについて概念整理を行った上で、この中で中国を戦略地域とした場合の中国の「仕入・販売機能統括」として香港を利用するケースを検討し、販売に関しては中国の関連規制緩和の中で香港のメリットは税制面を除いて次第に薄れてくると見ていますが、仕入（中国を生産・調達拠点として位置づけ）に関しては、保税取引の枠組み、税制、人材、物流網から香港のメリットは当面の間継続するだろうとしています。

**経済「中国経済の現状～11%を上回る高成長に再加速～」**は、発表された第1四半期 GDP 成長率などから中国経済の現状を分析しています。減速していた経済が再加速したこと、投資の伸びが再び高まったこと、輸出については足元鈍化を見せているが、政府の抑制策の効果を今しばらくは確認する必要があることを示しています。また、金融では人民元を巡る米議会の動き、急騰を続ける株価に注意が必要であるとしています。

**産業「急拡大する中国医薬品市場と参入メーカーの動向」**は、人口の増加と高齢化、所得増加などを背景に中国の医薬品市場は急成長を見せる一方、医薬品価格抑制を狙った薬価制度の導入や4,000社にも及ぶメーカー間の競争激化を背景にその単価は下落傾向にあるとしています。こうした中、参入企業は増収・増益を続けており、新薬・ブランド薬を手がける外資系企業は比較的高収益を維持している模様だが、付加価値の低い後発薬を中心とする地場企業は利益率が低下傾向にあるとしています。こうした環境下、今後、同業界では淘汰や再編の進展が予想されるが、外資系企業や大手の地場メーカーにとっては大きなビジネスチャンスにもなりうるとしています。

**上海支店人民元レポート「中国外貨交易センターの新システム稼働について」**は、全面稼働を始めた同システムについて、システムのこれまでの変遷、その背景にある人民元市場整備に向けた政策意図について述べた後に、これが人民元相場に与えた影響について触れられています。

### スペシャリストの目

**投資『中国シルバービジネス』のすすめ**は、急速な高齢化が予想される中で注目を集めている中国のシルバービジネスが採り上げられています。老人ホーム事業を例に、外資系企業の展開とその留意点を取り上げられており、政府との関係、消費者の意識の違いを認識すること、自社のビジネスモデルに執着しすぎないこと、経営判断におけるスピード重視の姿勢が必要であることが指摘されています。

**税務会計「中国の会計・税務」**は、日系企業からの質問の多い以下のテーマにつき Q&A 形式で解説しています。①中国の新会計基準における無形資産の取り扱いの一部変更について、②新企業所得税法の外資系企業に与える影響について、そして、③SOX 法対応を目的とした CSA(コントロール・セルフ・アセスメント)の中国での導入に伴う留意点について、です。

**人事「福利調査 2007-2」**は、パソナグループ調査に基づく日系進出企業の福利制度の実情です。生活関連手当が縮小し、有能な人材を引き付けるための施策となる職務関連手当や従業員リテンションのための制度である住宅手当や通勤費などの導入が進む傾向にあることが指摘され、改革開放以前の「生活丸抱え」型の体系から、高い昇給率と業績変動に適応した柔軟な報酬制度への変化の動きが確認できるとしています。



## 「物権法」に関する考察

露木・赤澤法律事務所  
弁護士 赤澤 義文  
弁護士 中島 あずさ

### 一 「物権法」の制定

#### 1 「物権法」の制定

本年3月16日の第10回全国人民代表大会（以下「全人代」）において、「中華人民共和国物権法」（以下「物権法」）が制定された。物権法は、1993年に起草作業が開始され、2002年に民法草案の一部として初めて全人代で審議された後、7回目となる本年の審議でようやく制定に漕ぎ付けたことになる。1つの法案が7回にわたって審議されるのは全人代初であり、難産の末に制定された法律といえる。

#### 2 物権法の立法背景

物権法制定前の段階において、中国の法規の中に、「物権」という言葉が使われたことはないが、物権法制定以前に中国に物権が存在しなかったわけではない。例えば、2004年の改正憲法は、社会公共財産のみならず個人の適法な私有財産の保護を保障する旨を既に明確に規定し（「憲法」第12条、第13条）、「民法通則」第5章は財産所有権、使用权、請負経営権、相隣権等について規定を設け、「担保法」は抵当権、質権、留置権等の各担保物権について規定している。不動産の所有権、使用权については「土地管理法」や「都市不動産管理法」等にも詳細な規定が設けられている。

しかし、物権法制定前は、物権に関する規定が性質の異なる各種の法規に分散し把握しづらく、内容的にも、例えば所有権については、主体や権利行使方法に関する規定が主であって、権利相互間の調整を図る規定は希薄であるなど、実社会において生ずる財産権保護の要請に充分応えるものとはいえなかった。

現実の社会においては、多くの国民がそれなりの個人資産を持つようになり物権法の必要性が叫ばれる一方、農村部の貧困が深刻さを増す中で、保護されるべき財産を持たない農村部の貧困が物権法により助長されるのではないかという懸念もまた根強く存在した。

上記のような現状のもと、物権法は、私有財産の保護を明確に規定し、併せて建物の区分所有制度、相隣関係、共有といった、所有権相互の調整のための規定も拡充する一方で、農民の土地請負経営権の保護規定を盛り込むなど、社会情勢を反映する内容になっている。



## 二 物権法の注目点

以下においては、物権法の主要な注目点を紹介する。論ずべき点は多岐にわたるが、主として現地法人や外国企業等にもかかわりが生じうる事項を中心に論ずることとする。

### 1 所有権の主体

物権法は、「物」を不動産及び動産並びに法により物権の客体とするものとし、また、「物権」を権利者が法により特定の「物」に対して有する直接的に支配し、及び排他的な権利、即ち、所有権、用益物権及び担保物権と定義する（物権法第2条）。このうち、「所有権」については、生産手段の全民所有制及び労働大衆集団所有制を基礎としつつ、適法な私有財産も憲法の保護のもとに置く中国では、所有権をその主体により①国家所有権、②集団所有権及び③私人所有権（「民法通則」下では「公民の個人所有権」）に三分する考え方がかねてよりとられている。物権法もこの区分に基づいて所有権を主体により三分したうえ、「私人所有権」の保護を明確にうたっているのが特徴である。

ところで、「私人所有権」の「私人」に外商投資企業等の非公有制の法人が含まれるかを物権法は必ずしも明らかにしていない。さまざまな考え方があり敢えて明らかにしなかったものと思われるが、現実には無数の非公有制法人が存在し、活発な経済活動が行われている現状において、これらが所有権を持ち得ないという判断は不合理であるから、非公有制の法人も「私人所有権」の主体たりうるという前提で運用されると解してよいと思われる。

なお、所有権は、三分された主体ごとに、各所有権の客体となる物が区別される。土地が私人所有権の対象とならない（土地所有権が国又は集団に帰属し、私人が土地所有権を有しえない）点は従来通りである。

### 2 所有権取得の特別規定（善意取得）

物権法は、第9章において、所有権取得の特別規定として、従物の処分、果実の帰属、遺失物の拾得等の規定を設けているが、そのうち最も重要なのは、不動産又は動産の善意取得の規定（物権法第106条、第108条）である。無処分権者の処分行為は原則として無効であり、譲受人は権利取得しえないのが原則であるが、善意取得は、取引の安全の観点から設けられた例外であって、無処分権者からの譲受人にも、一定の条件のもとで権利取得を認めるものである。

物権法が定める善意取得の条件は、次のとおりである（物権法第106条第1項）。

- (1) 処分権のない者が不動産又は動産を譲受人に譲渡した場合であって、
- (2) 次に掲げる事由に該当する場合には、譲受人が所有権を取得する。
  - ① 譲受人が当該不動産又は動産を譲り受けた時に善意であった（譲渡人に処分権限がないことを知らなかった）とき<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 善意取得制度は、物の権利状態を外部に知らしめる手段（公示）を前提に、その公示を信じて取引に入った第三者の信頼を保護（ひいては公示制度そのものへの信頼を保護）するものである。文言上は、無処分権者であることを知らなかったことが要件とされているが、所有権の得喪というインパクトのある効果を生ずる以上、公示、即ち、登記又は引渡（により生ずる占有）を信頼したために知らなかった、という状態が必要と解する

- ② 合理的な価格により譲渡したとき。
- ③ 譲渡した不動産又は動産が法律の規定により登記すべき場合において、既に登記をしたとき。

注目すべきは、動産のみならず不動産についても善意取得を認めている点である。草案段階では、不動産に善意取得を認める必要性について疑問が呈されていたが、結局、認める内容で制定されている。いずれにせよ、不動産又は動産の取引によって権利を取得した場合には、登記や占有を可能な限り速やかに自己に移し、譲渡人のもとに残しておかないよう留意が必要となろう。

### 3 建物区分所有権の承認

建物の区分所有については、物権法制定以前にも、行政法規<sup>2</sup>レベルにおいて、(区分所有権という概念こそ用いられないものの) 区分所有者間の権利義務や住民委員会の職責等を定めることにより、一応の規範化が図られていた。物権法はこれをさらに進め、初めて法律レベルで建物区分所有権を承認し、専有又は共有の各部分に対する権利義務や、建物の修繕費用の負担、区分所有者で構成される所有者大会の決議事項等を定めている(物権法第6章)。人口が都市に集中し、その多くがマンション等の集合住宅に居住する現在、建物区分所有権の権利性及びその内容の明確化が中国現地に居住する人々に与える影響は、少なくないものと思われる。

### 4 不動産登記の新制度

#### (1) 現行の不動産登記制度の問題点

不動産登記をはじめとする現行の登記制度は、縦割り行政を前提に、不動産等に対する行政管理を基本的な発想として制度設計されており、不動産の取引安全の要請に資する制度設計とは言い難い。不動産に関する登記権限が複数の機関に分属しているため土地・建物の登記手続に二重の手間と費用がかかる<sup>3</sup>ほか、登記簿の閲覧も事実上困難なケースが多く、不動産を巡る権利状態が把握しづらいのが現状である。更に、一部の登記機関は、不動産の評価額に基づいて登記費用を徴収したり、登記の有効期間を定める(結果として、権利者は有効期間満了ごとに登記手続を繰り返し、その度に登記費用を納付することになる。)など登記機関の恣意的な権限行使がみられるという批判もある。

#### (2) 物権法の定める新制度

上記の問題点を踏まえ、物権法は、統一的で取引の安全に資し、かつ、恣意的な行政権限行使から切り離された不動産登記制度を志向し、新たな制度をいくつか規定している。

- ① まず、不動産の統一登記制度の実行を明言した(物権法第10条)。各部門に分散してい

---

のが適当と思われる。

<sup>2</sup> 「物業管理条例」(2003年9月1日施行)(訳注:物業とは、不動産管理を意味する。),「都市異産隣接家屋管理規定」(2001年8月15日改正)(訳注:異産とは、異なる所有に属することを意味する。)

<sup>3</sup> 北京、上海など一部の地域では、土地建物の登記手続をワンストップで処理することができるようになっているが、全国的なものではない。



る登記権限をいずれかの登記機関（又は新たに指定若しくは創設する登記機関）に統一することで、手続処理や権利状態把握の便宜を図る趣旨である。ただし、統一登記制度は、いずれかの機関が登記権限を一手に担う反面、他の機関が自らの登記権限を委譲することになるため、行政機関相互の調整の目途がたっておらず、本稿作成時点において、未だ統一登記制度は実現していない。物権法の施行後も暫くは、現状の登記権限の分配に従って登記手続を処理することになる可能性がある。

- ② 取引安全の見地から、異議登記制度を創設した（物権法第19条）。異議登記は、不動産の権利帰属を巡り紛争が生じた場合に、紛争の存在を公示することによって、権利帰属が紛糾したまま新たな第三者が取引に関わる事態を防止する趣旨の制度であり、具体的には、次のような手続処理が予定されている。

まず、権利者又は利害関係者が不動産登記簿の記載に誤りを発見した場合に、登記の訂正を申請する。登記簿上の権利者が訂正に同意し、又は登記に確かに誤りであることを証明する証拠がある場合には、登記機構は、登記を訂正しなければならないが、登記簿上の権利者が訂正に同意しない場合には、利害関係者はさらに異議の登記を申請することができる、というものである。具体的にどのような登記がなされるのかは物権法上明らかでないが、おそらく、「某年某月某日、某が当該不動産につき所有権を主張した」といった文言が登記簿上に記載されるものと思われる。

物権法は、異議登記を訴訟準備の一手段と位置づけており、登記の日から15日以内に申請者が訴えを提起しない場合には、異議登記は失効する（物権法第19条第2項）。

ところで、異議登記によって第三者が紛争の存在を知るためには、不動産を巡る取引関係に入ろうとする第三者が登記簿を自由に閲覧しうることが前提となる。しかしながら現在のところ、不動産登記の閲覧は、法的には可能であっても<sup>4</sup>登記機関の閲覧拒否により実務上は閲覧困難なケースが少なからず見受けられる。異議登記がその効果を発揮しうるか否かは、今後の登記の閲覧がどの程度保障されるかにかかってくる。

また、異議登記の前段階として権利者又は利害関係者が登記機関に登記の訂正を求めた場合、文言上は、登記機関が証拠により登記が誤りであると判断すれば、登記簿上の権利者が訂正に同意しなくとも、登記機関は、登記を訂正する義務を負うように読める（物権法第19条第1項）。そうであるとすれば、登記簿上の権利者は、自らが与り知らぬところで登記が訂正される可能性があることになってしまう。権利義務の帰属に関する登記機関（官吏）の判断能力にも不安なしとはいえない<sup>5</sup>。登記の訂正が申請された時点で登記簿上の権利者に通知がなされるなど、登記簿上の権利者が早い段階で手続に関与しうるような制度又は運用が求められる。

- ③ 予告登記制度を創設した（物権法第20条）。具体的には、不動産売買契約等の不動産物権変動を生ずる契約を締結する場合において、物権変動時期となる登記の時期が契約締結

<sup>4</sup> 土地登記については「国土資源部令第14号」（2003年1月1日施行）、建物登記については「建住房（2006）244号」（2007年1月1日施行）が、それぞれ、登記簿記載内容の調査を認めている。

<sup>5</sup> 草案段階では、異議登記の申請が認められるものであるかどうかは、人民法院が判断することになっていた。しかし、異議登記に対応する規定が民事訴訟法等に存在しないため人民法院では処理に窮するという意見や、人民法院の判断には時間がかかるという理解を前提に、人民法院に異議登記の諾否を委ねると却って登記簿上の権利者に不動産処分の時間的余裕を与えてしまうという意見があり、物権法では、異議登記の時点では、人民法院は権利帰属の判断に関わらないことになっている。



時期より後れるときに、契約に従った物権変動を確保すべく予め登記をするもので、日本でいえば仮登記と趣旨を同じくするものといえる。もっとも、予告登記の場合は、予告登記後に予告登記権利者の同意なくなされた不動産処分の効果そのものを認めないなど、より積極的な効果が認められている。本登記までは、不動産の所有権その他の物権的権利は未だ売主に帰属すると解されるが、予告登記が上記のような処分禁止効をもつ以上、予告登記申請者が真に不動産取引契約の当事者として将来不動産物権を取得する地位を有するかは慎重に判断されなければならない。この点を考慮してか、予告登記は、異議登記と異なり、当事者が予告登記の申請の権利を規定するのみで申請を受けた登記機関の処理義務には言及していない<sup>6</sup>。

- ④ その他、物権法は、登記機関の義務として、不動産の評価又は年度検査等の名義でする重複登記その他の職権踰越行為をしてはならないこと（物権法第13条）、不動産登記費用は案件ベースで徴収し、不動産の面積、体積又は価格等をベースに徴収してはならないこと（物権法第22条）を明記した。本来、物権法でなく不動産登記管理に関する具体的下位規範に定めるのが適当な内容であるが、前記の現行不動産登記制度の問題点を踏まえ、敢えて物権法に明記したものといえる。

## 5 共有

物権法は、按分共有（持分割合に応じた共有）と共同共有（持分割合を觀念しない共有）という「民法通則」上の共有概念を前提に（「民法通則」第78条第2項、物権法第93条）、共有物の管理、処分、重大な修繕、分割請求の可否及び条件、分割方法等について、共有者間の権利の調整についての規定を拡充している。共有持分の処分をはじめ、多くの場面で共有者間の約定が物権法に優先することを認めている。また、共有物から生ずる債権債務は、対外的には、原則として共有者が連帯債務を負うことが明記された（物権法第102条）。共有であることを口実に第三者に対する対外的責任を免れることを許さない趣旨であるが、法律に別段の定めがある場合又は共有者間に別段の約定がありこれを当該第三者がこれを知っていた場合には、例外的に、第三者は連帯責任を追及することができなくなる（同条）。

共有物に係る権利を第三者が取得しようとする場合には、共有者間の約定の存否及びその内容の確認が必要となるわけであるが、第三者がこれを確認するのは容易ではない。善意であれば保護されるとしても、その立証が容易とは限らない。重要な共有物の取引であれば、例えば、必要に応じて共有者間の特約の有無及び内容に関する表明保証をさせるなどのリスク対策を検討する必要があるといえる。

## 6 土地請負経営権の財産性

物権法制定にあたっての大きな争点であった農民の土地使用権（土地請負経営権）については、①土地請負経営権者である農民が「農村土地請負法」の規定に従って土地請負経営権を譲渡等の方法で流通しうることを明記したこと（物権法第128条）、②土地請負経営権の期間満

<sup>6</sup> 草案段階では、権利者が同意した場合又は申請者が既に代金を半分以上支払った場合には、登記機関に予告登記を処理する義務が生ずる内容となっていたが、制定法ではこの部分は削除されている。



了後も引き続き請負を継続することを認めたこと（物権法第126条第2項）、③集団所有の土地を収用する場合における被収用農民の生活の保障（土地地補償費等を不足なく支払うこと、土地被収用農民の社会保障費用を手配すること等）を明記したこと（物権法第42条第2項、第132条）、が注目されている。もっとも、土地請負経営権の譲渡については、現行の「農村土地請負法」及びその下位規範たる「農村土地請負経営権流通管理弁法」のもとでも一定の条件を満たせば可能であって、物権法はこれらの内容を敷衍したのみである。土地請負経営権の譲渡は、これにより請負人である農戸が農地の使用権を喪失することを意味するため、これを行うためには、請負人（譲渡人）となる農戸に安定した非農職業又は安定した収入源があることが法律上必要である（「農村土地請負法」第41条）。しかし、大部分の農戸はこの条件を満たすことができないため、土地請負経営権の規範的な譲渡が広く実現するには、現状ではまだ条件が熟しているとはいえないのではないかと思われる。なお、土地請負経営権を喪失せずに農戸が金融の便をはかる方法としては、土地請負経営権への抵当権設定が考えられるが、これは原則として否定されている（物権法第184条第2号）。

## 7 担保物権

物権法は、現行の「担保法」等の関連規定が定める抵当物の範囲を整理したうえ、法律又は行政法規が抵当権設定を禁止していない財産であれば抵当権を設定しうることを明確にしている（物権法第180条第7号）。更に、企業、個人事業者及び農業生産経営者については、現有又は将来有する予定の生産設備、原材料、仕掛品、製品に抵当権を設定しうること、債務者の破産宣告等の一定の事由が発生した時に抵当権の対象物が確定すること（物権法第181条、第196条）などを規定している。企業等の金融の便を図る規定といえるが、この場合、抵当権の及ぶ範囲の特定や、摩耗等による価値下落の可能性が高い物については抵当権実現までの期間が長期化しすぎないように抵当権実現事由等を工夫する必要があると思われる。

抵当権の効力については、物権法は抵当権を担保「物権」と位置付けつつも、物権法制定以前の「担保法」と同じく、なお抵当権に追及効（物の譲受人に対して抵当権を行使しうる効力）を認めていないものと思われ、抵当物の譲渡に抵当権者の同意を要求し、譲渡代金を抵当権者に提供するといった「担保法」における扱いを基本的に維持している（物権法第191条）。

抵当権及び質権の効力発生時期については、現行の「担保法」では物権行為と債権行為の区別が意識されず、登記又は占有によって担保権設定「契約」が発効するという内容になっていた（「担保法」第41条、第64条第2項）。物権法は、この文言を登記又は占有によって「抵当権」又は「質権」という物権が発生するという内容に改めた（物権法第187条、第212条）。抵当権設定契約締結後に、いずれかの当事者の帰責により抵当権の設定登記がなされない場合の処理（この場合には、債権的合意に基づく処理がなされることになると思われる。）が物権法上も明確になったといえる。

## 8 占有

物権法では、「占有」という章を設けてはいるが、その殆どは占有関係を巡って生じうる紛



争の調整や占有者の義務を規定するものであり、占有権を基礎づける規定（例えば、占有の意思についての規定）はなく、占有権という語も使われていない。物権法は、物権の定義中に「占有権」を規定しておらず（物権法第2条第2項）、占有を物権の一種として認めていないのか明確でないが、他方で占有そのものから派生する第三者に対する請求権、即ち、占有訴権（占有を保持し、保全し、及び侵害から回復することを侵害者等に対して請求する権利）についての規定を設け、占有自体から生ずる直接的支配権の一端を規定している（物権法第245条）。賃借物の占有が第三者に侵害された場合に、賃借人自身がその占有の回復を図ろうとするときは、この規定によることになる。

### 三 おわりに

物権法は、財産に係る権利関係を基礎づけるの根本法であり、その重要性は計り知れない。土地請負経営権の財産権化は中国建国時において徹底した私有財産の否定、財の公有制及び（強制的な）集団化の根本思想に反するイデオロギー的内容を含むと同時に、今後の農業、農村政策に関わる敏感な問題であり、統一登記制度は国の機関構成に変化をもたらす可能性がある。物権法という具体的な法律レベルで私有財産制が保障されることで、経済秩序や民心の安定が促される効果も期待される。

もっとも、物権法の規定が実務上円滑に運用されるには、未だ社会的な条件が未整備であるとの問題も存在する。例えば、外商投資企業にとって業務に関連する比較的重要な内容としては、不動産の統一登記制度、予告登記制度、異議登記制度、善意取得制度等、不動産登記に関わる諸制度がある。これらは、登記内容の開示が保障されて初めて機能するものであるが、物権法は、これらの制度の運用の前提となる登記内容の開示に関して、規定を全く設けていない。登記内容の開示に関しては、物権法以前から部門法規が存在する<sup>7</sup>ため特に規定しなかったものと推測されるが、現状の問題は、そのような公開を保障する法規がありつつ各登記機関ではその適用が徹底されず、結果として登記内容の調査が非常に困難となっていることであって、この点が改善されなければ、物権法所定の不動産登記の新制度は、画餅に帰すことになる。もっとも、私有財産を法的に保障することにより、国民が当局に対し法治徹底を求める傾向が今後一層高まると期待されることから、こういった物権法の円滑な運用の支えとなる基礎的な制度についても、次第に適正な運用がなされていくものと期待したい。物権法は、現状制度を敷衍した内容を基本としつつも、その制定の事実はやはり重大であり、その影響は、今後さまざまな分野、さまざまな階層に、制度的、心理的に及んでゆくものと思われる。

以上

<sup>7</sup> 土地登記については「国土資源部令第14号」（2003年1月1日施行）、建物登記については「建住房（2006）244号」（2007年1月1日施行）



## 華南地域の加工貿易について

ジェトロ 広州事務所  
進出企業支援センター  
調査・企業支援部部長  
天野 真也  
投資アドバイザー  
遠藤 友紀雄

### 1. はじめに

華南地域には来料加工、進料加工などの加工貿易を行っている企業が多くある。最近、この加工貿易に対する風当たりが強い。これらの動きは中国のマクロコントロールの一環であると考えられる。すなわち、故鄧小平氏の「先富論」の実践であり、「豊かになった華南地域から内陸部へその豊かさを伝播すべく」産業構造の転換が図られている。そして、今後の中国の動向と今を読み解くために中国の大きな方向性を知ることが非常に大切である。

そのためには主要な発表に注目することが必要であろう。例えば、『外資利用5ヵ年計画(2006年～10年)－中国国家発展・改革委員会(2006年11月9日)』では「外国が投資する産業の構成の最適化と高度化を導く」、「省資源型の環境に優しい社会の構築を促進する」等が謳われている。『社会主義調和社会構築の若干の重大問題に関する党中央の決定－中央共産党第16期中央委員会第6回総会(2006年10月8日)』では「鄧小平理論の実行」、「都市と農村のつりあいのとれた発展－西部大開発、東北地区の振興、中部地区の台頭、東部地区の全国に先駆けた発展、経済先進地区による産業構造の改善、高度化と産業移転、中・西部地区への優位プロジェクトの助成」、「積極的な就業政策の実施、協調的労使関係の構築等」等の方針が示されている。

各省、行政府ごとにこれらの国家方針に沿うよう施策を考え実践している。特に華南地域での規制方針の「キーワード」は①労働集約型産業からの脱却②産業構造の高度化③環境保護④高エネルギー消費企業の排除⑤貿易摩擦回避等がある。現在進められている諸施策はこれら方針に合致するものといえる。

### 2. コストの増加

華南地域の加工貿易に対する現状はコスト増加につながるものばかりである。主として新規の法律制定と運用の強化によりコスト増加するものがある。

(図1参照)



< 華南地域のコスト増加要因 (図 1) >

ワンポイント解説	運用	新規
<b>労働関係</b>		
<p>◆最低賃金制度など</p> <p>【最低賃金は継続的に増加】 最低賃金は約20%近くの高率で上昇している。</p> <p>【残業時間の遵守】 36時間残業/月の遵守が求められている。罰金は1時間につき最高100元。</p>	○	○
<p>◆社会保険制度</p> <p>【社会保険制度の遵守】 企業は給与の約40%を負担し個人は約20%を負担する必要がある。</p>	○	
<p>◆労働契約法 (公布予定)</p> <p>【労働者との契約関係をより明確に】 労働契約関係をより明確にする法律が公布される予定である。労働者保護の傾向にあり継続的に安定的な雇用を目指している。解雇に当たり経済補償金の支払いが必要。</p>	○	○
<b>税金関係</b>		
<p>◆増値税還付率の調整 (廃止・引下)</p> <p>【輸出売上をベースにコスト算定】 輸出売上高を基礎として増値税の一部をコストとして負担。コストの増額と輸出抑制。</p>	○	○
<p>◆企業所得税の内外統一</p> <p>【企業所得税率25%で統一】 企業所得税率が25%に統一される。経済特区も例外ではない。</p> <p>【配当時に源泉徴収】 親会社等への配当時に10%or20%の源泉徴収が必要。(従来は源泉徴収必要なし)</p>		○
<p>◆優遇税制の撤廃</p> <p>【2免3減の廃止】 2免3減が廃止され、税金コストが増加。</p> <p>【再投資還付制度の廃止】 再投資還付制度が廃止される。</p> <p>【日本のみなし外国税額控除】 「みなし外国税額控除」は新税法施行に伴い廃止される。親会社の配当政策に影響。</p>		○
<p>◆土地使用税の徴収</p> <p>【外国投資企業にも適用】 土地使用税が2007年1月1日から外国投資企業にも適用される。</p>		○
<p>◆個人所得税の年度自己申告</p> <p>【個人に申告義務】 既に申告・納税していても年度で再度申告の必要あり。この申告義務は個人にある。</p>		○
<p>◆移転価格税制の本格化</p> <p>【単なる加工取引は必ず利益がでるはずだ】 「単に加工をしているだけの場合、利益がでないのはおかしい」とする通達が公布された。(国税函【2007】236号)</p> <p>【文書化規定】 「取引価格」の合理性を説明する文書の備置を義務化する「移転価格に関する文書化規程」が交付される予定である。</p>	○	○
<p>◆PE課税—技術支援活動</p> <p>【出張者に個人所得税の課税】 技術支援活動がPE(恒久的施設)に認定される場合、その出張者に「183日ルール」の適用はなく、1日の出張でも個人所得税を納税する必要がある。</p>	○	





<p>◆PE課税—委託加工工場</p> <p>【委託加工工場への課税】 委託加工工場がPE（恒久的施設）認定される可能性がある。</p> <p>【出張者に個人所得税の課税】 PE認定された工場の業務に携わる出張者には「183日ルール」の適用はない。</p>	○	
<p>◆香港との二重課税防止協定—個人所得税関係</p> <p>【日数カウント方法の変更】 香港からの出張者の「183日ルール」の日数のカウント方法が変わった。暦年ではなく連続するどの12ヶ月においても183日以内であることが必要。</p>		○
取引関係		
<p>◆加工貿易禁止目録の公布及び項目増加</p> <p>【加工貿易禁止商品目録の公布】 2007年4月5日に公告【2007】17号が公布され従来の目録が廃止された。1,140品目が対象。今後も増加の可能性あり。特に増値税還付率が廃止・減少した企業は留意。</p> <p>【仕入先が一般貿易へ】 転廠仕入をしている場合、その仕入先が加工貿易禁止の対象になると転廠取引ができず国内仕入となる。「不徴収・不還付」の場合、その増値税がコストになる</p>	○	○
<p>◆産業構造調整・産業指導目録（07～08）（公布予定：深圳市）</p> <p>【産業の選別】 禁止類企業は撤収に迫られる可能性あり、また制限類企業は工場拡張禁止、設備改造の指導あり。</p>		○
<p>◆遊休土地の没収</p> <p>【遊休土地の没収】 遊休土地が2年間継続すると罰金が課され、最後は没収される可能性がある。</p>	○	
<p>◆環境保護規制（中国版RoHS規制）</p> <p>【中国版RoHSの施行】 2007年3月1日から中国版RoHS規定が施行されている。</p>		○
<p>◆3C認証—製品安全認証制度</p> <p>【輸入製品に対する3C認証】 機電設備等の指定製品の輸入に当たり3C認証を受ける必要がある。投資総額枠外で輸入する設備等においては特に留意が必要。</p>	○	○
その他		
<p>◆税関リスク再確認</p> <p>【税関調査の厳格化】 税関組織は北京の税関総署直轄組織であるためローカルルールの運用が難しくなっている。</p> <p>【通関士の管理】 通関士の犯罪や通関士の手続誤りは、結局会社の誤りでもあり会社に責任がある。通関士任せにせず通関業務を十分管理することが必要だ。</p>	○	○
<p>◆委託加工からの撤退</p> <p>【撤退に当たり想定外の債務が顕在化】 鎮等との委託加工取引を終了させ撤退する場合、覚えのない過去の管理料や各種費用の精算を迫られる場合がある。</p>	○	
<p>◆法令遵守</p> <p>【原則どおり実行を目指す】 従来の「実務」から「原則」への移行はタイミングを捉えて素早く実行することが必要である。総経理交代時もタイミングの一つ。</p>	○	



## 1) 新規の法律制定

新規の法律制定によりコスト増加するものは、①「増値税還付率の廃止・引下げ」（財税【2006】139号）、②「加工貿易禁止類商品目録の品目追加」（公告【2007】17号）などがある。現在これらの対象になっていない企業でも、今後その対象になりそうな企業はコスト増加を覚悟する必要がある。具体的には、増値税還付率が廃止・引下げられた企業、上記の規制方針に該当する企業は加工貿易禁止の予備軍だといわれている。なお、以下の「3. 加工貿易禁止について」では、加工貿易禁止が企業に対してどのような意味を持ち、どのようにコスト増加となるかについて記述する。

この他③「新企業所得税」（中華人民共和国首席令63号）、④労働契約法（第二次審査稿）等によりコスト増加は必至である。

## 2) 運用強化

運用強化によるコスト増加は、従来、実務面で「原則」の緩やかな運用が容認されていたものが、ここに来て「原則」どおりの運用が指導された結果、コスト増加につながっているものである。

### (1) 残業時間

残業時間について36時間／月までと規定されているが、労働者は規定の残業時間を越えて労働することも厭わず雇用者もそれを容認してきた。しかし、原則どおりの運用が指導されており、罰金も最大100元／時間とされる。

### (2) 社会保険料の掛金

社会保険料の掛金についても雇用者と労働者が暗黙の了解のうちに納付しないことが容認されてきた。納付する場合には、雇用者は賃金の約40%労働者は約20%の社会保険料の掛金を負担することとなり、社会保険制度が成熟していない中で1元でも高い賃金を得る目的で働きに来ている労働者にとって社会保険掛金の負担は大きく、雇用者もコスト削減の観点から社会保険料掛金未納付の実務があった。しかし、今後は「原則」どおり納付することが求められている。

### (3) 移転価格

移転価格税制についても調査が本格化しそうだ。「単なる加工貿易で利益がでないはずがない」といった趣旨の通達（国税函【2007】236号）が出されており、また、取引価格の合理性を説明する義務を負う「移転価格に係る文書化規程」が公布される予定だ。移転価格調査による取引価格調整の結果、中国と海外とで同じ利益に対して同時に課税される「二重課税」となる可能性が高く、グループ全体での税務コストが増加する。移転価格についてはグループ会社全体での調整が必要であり、親会社の指導性が求められる。

### (4) 取引形態等の変更

取引形態等の変更を余儀なくされる場合がある。例えば、加工貿易禁止された結果、加工貿易から一般貿易に取引変更を余儀なくされることからコストも生じる。深圳市は外国投資企業にも適用する「深圳市産業構造調整・産業指導目録（2007-2008）」を公布する予定であり、この目録の禁止類に該当する企業は撤退を余儀なくされ、制限類に該当する企業は拡張や業務改善が指導される。さらに、日本の税制の適用であるが、香港の現地法人が中国の



鎮等と委託加工契約して加工貿易をする形態も日本のタックス・ヘイブン対策税制の所在地国基準を満たさないと指摘されており、委託加工工場の現地法人化で対応する企業もある。

### 3. 加工貿易禁止について

今年4月5日には従来の加工貿易禁止類商品に係る通達（公告【2006】105号、公告【2006】63号、公告【2006】82号）の「加工貿易禁止類商品目録」に追加及び削除し整理・統合した「2007年加工貿易禁止類商品目録」（商務部、税関総署、環境保護総局公告【2007】17号）が公布された。この通達は、加工貿易禁止類商品を1,140品目リストアップし、さらに、栽培、養殖等の輸出製品のための種や種苗等を輸入して加工貿易することや、国家の輸入禁止品目を加工貿易で輸入することが禁止することを再確認するものである。

なお、加工貿易禁止の影響がどの程度あるのかを検討する場合に、華南地域での増値税について理解することが必要である。華南地域の増値税は「免税・控除・還付」方式の他に「不徴収・不還付」方式の両方式があり、加工貿易の取引形態ごとに適用方式が異なる。そこで、以下は華南地域での加工貿易禁止の影響についての考え方を記載することとする。

#### 1) 華南地域における加工貿易と増値税

華南地域における加工貿易に係る増値税の取扱いは複雑である。中国の増値税は付加価値税であり日本の消費税と仕組みは良く似ている。しかし、中国の増値税は、最終消費者が税金を負担するという付加価値税の考え方のほかに、企業も輸出売上高を基準に算出される額をコストとして負担するという点で日本の消費税と比較して特長がある。すなわち、企業が負担する額は、付加価値税の仕組みの中で還付されるべき額のうち一部還付されない額が存在し、「増値税不還付額」として認識される。

中国の華南地域以外の増値税は、一般的に「免除・控除・還付」方式が適用されているが、華南地域では加工貿易の取引形態により「免税・控除・還付」方式に加えて「不徴収・不還付」方式の2つが適用されている。前者は、生産企業等が輸出する自社生産製品について生産販売段階において増値税の徴収を「免除」し、国内販売に係る仮受増値税額から仮払増値税額を「控除」可能であり、控除しきれなかった増値税額について「還付」する方式である。後者は、生産企業が輸出する自社生産製品に対して増値税を徴収しない一方、仮に国内仕入等に係る増値税があっても控除も還付も認めない方式である。

そこで、各方式によりコストとなる増値税額が異なることに留意する必要がある。

「免税・控除・還付」方式の場合、コストとなる増値税額は次の算式で算出される。
$$\{(\text{FOB輸出売上高} - \text{免税輸入仕入額}) \times \text{不還付率} (\text{増値税率} - \text{増値税還付率})\}$$
。一方、「不徴収・不還付」方式の場合コストとなる増値税額は、国内仕入等に係る増値税額である。

更に、来料加工には「不徴収・不還付」、転廠取引のない進料加工には「不徴収・不還付」、転廠のある進料加工には「免税・控除・還付」方式が適用される。なお、進料加工をしている企業でもその他の取引がある場合にはその両方式が適用される。企業ごとに取引形態はさまざまであり、自社のコストに対する影響の算出は複雑になっている。(図2参照)



<加工貿易禁止の影響の概要(図2)>

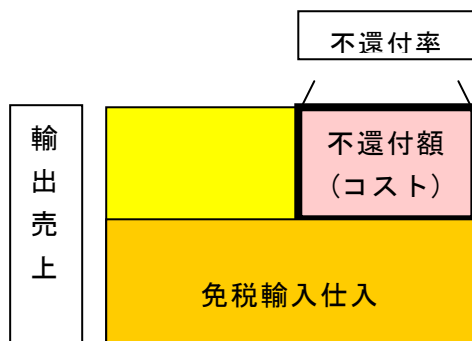
	来料加工	進料加工																																					
		転廠取引の有無																																					
		なし	あり																																				
免税・控除・還付	—	○	—																																				
不徴収・不還付	○	—	○																																				
<加工貿易禁止前> コストとなる増値税	国内仕入等に 係る増値税	※  <図3参照>	国内仕入等に係る増値税																																				
<加工貿易禁止後> コストとなる部分	<p>◆輸入原材料に係る関税がコストになる。</p> <p>◆輸出売上高を基準として算出される増値税がコストになる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>3) (1) 参照</th> <th>3) (2) 参照</th> <th colspan="2">3) (3) 参照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">輸入原材料に係る関税がコストとなる。</td> <td rowspan="2">輸入原材料に係る関税がコストとなる。</td> <td>転廠元企業</td> <td>転廠先企業</td> </tr> <tr> <td>加工貿易禁止</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="4">転廠できず国内売上取引に変更</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">輸出売上に係る増値税不還付額がコストになる。</td> <td rowspan="2">輸出売上に係る増値税不還付額がコストになる。</td> <td>輸入原材料に係る関税がコストとなる。</td> <td>転廠元企業からの国内仕入に係る増値税額がコストとなる</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3) (4) 参照</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(従来は輸出売上に係る増値税不還付額と無関係であったが、コスト増加となる)</td> <td rowspan="3">(従来は免税仕入額が控除できたが、免税仕入でなくなることに伴い控除不可となりその部分がコストの増加となる。)</td> <td>転廠元企業</td> <td>転廠先企業</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>加工貿易禁止</td> </tr> <tr> <td colspan="2">転廠できず国内仕入取引に変更</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>転廠先企業への半製品移送に当たり増値税領収書の要求があるため、不徴収・不還付の進料加工と区別した国内販売取引に変更する必要あり。原材料等の輸入に伴って支払う関税がコストとなる。</td> <td>輸出売上に係る増値税不還付額がコストとなる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>なお、一旦、半製品を輸出する方法も検討の余地あり。</td> <td>(従来は輸出売上に係る増値税不還付額と無関係であったが、関係が生じコスト増加となる)</td> </tr> </tbody> </table>			3) (1) 参照	3) (2) 参照	3) (3) 参照		輸入原材料に係る関税がコストとなる。	輸入原材料に係る関税がコストとなる。	転廠元企業	転廠先企業	加工貿易禁止	—	転廠できず国内売上取引に変更				輸出売上に係る増値税不還付額がコストになる。	輸出売上に係る増値税不還付額がコストになる。	輸入原材料に係る関税がコストとなる。	転廠元企業からの国内仕入に係る増値税額がコストとなる	3) (4) 参照		(従来は輸出売上に係る増値税不還付額と無関係であったが、コスト増加となる)	(従来は免税仕入額が控除できたが、免税仕入でなくなることに伴い控除不可となりその部分がコストの増加となる。)	転廠元企業	転廠先企業	—	加工貿易禁止	転廠できず国内仕入取引に変更				転廠先企業への半製品移送に当たり増値税領収書の要求があるため、不徴収・不還付の進料加工と区別した国内販売取引に変更する必要あり。原材料等の輸入に伴って支払う関税がコストとなる。	輸出売上に係る増値税不還付額がコストとなる。			なお、一旦、半製品を輸出する方法も検討の余地あり。	(従来は輸出売上に係る増値税不還付額と無関係であったが、関係が生じコスト増加となる)
3) (1) 参照	3) (2) 参照	3) (3) 参照																																					
輸入原材料に係る関税がコストとなる。	輸入原材料に係る関税がコストとなる。	転廠元企業	転廠先企業																																				
		加工貿易禁止	—																																				
転廠できず国内売上取引に変更																																							
輸出売上に係る増値税不還付額がコストになる。	輸出売上に係る増値税不還付額がコストになる。	輸入原材料に係る関税がコストとなる。	転廠元企業からの国内仕入に係る増値税額がコストとなる																																				
		3) (4) 参照																																					
(従来は輸出売上に係る増値税不還付額と無関係であったが、コスト増加となる)	(従来は免税仕入額が控除できたが、免税仕入でなくなることに伴い控除不可となりその部分がコストの増加となる。)	転廠元企業	転廠先企業																																				
		—	加工貿易禁止																																				
		転廠できず国内仕入取引に変更																																					
		転廠先企業への半製品移送に当たり増値税領収書の要求があるため、不徴収・不還付の進料加工と区別した国内販売取引に変更する必要あり。原材料等の輸入に伴って支払う関税がコストとなる。	輸出売上に係る増値税不還付額がコストとなる。																																				
		なお、一旦、半製品を輸出する方法も検討の余地あり。	(従来は輸出売上に係る増値税不還付額と無関係であったが、関係が生じコスト増加となる)																																				

※1 {(FOB輸出売上高－免税輸入仕入額) × 不還付率 (増値税率－増値税還付率)}





<免税・控除・還付方式におけるコストとなる部分（図3）>



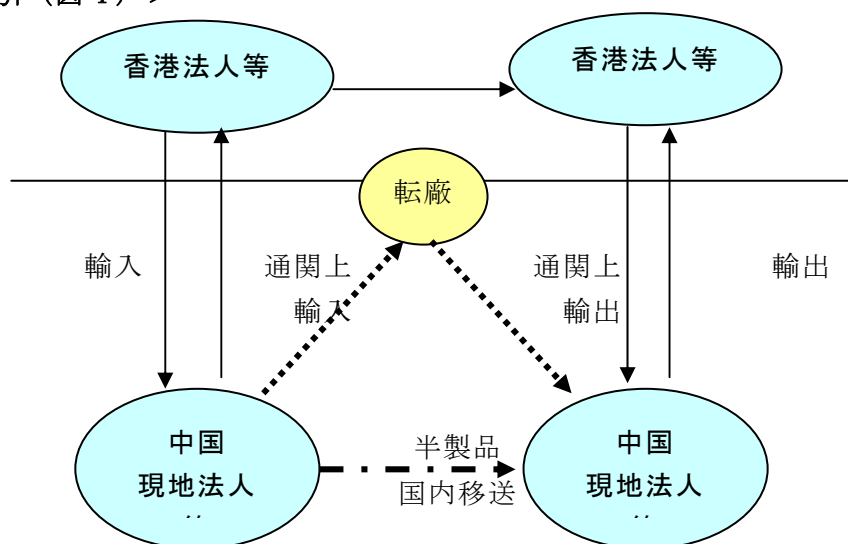
大きな枠が輸出売上高を示す。  
輸出売上高から免税輸入仕入額を控除した額に不還付率を乗じた額が「増値税不還付額」となりコストとなる。

因みに増値税還付率の廃止・減少の影響について、「免税・控除・還付」方式の取引については増値税不還付率（増値税率－増値税還付率）が増加するためコストが増加し甚大な影響がある。一方、「不徴収・不還付」方式の取引にあっては国内仕入に係る増値税額がコストであるためこの影響はない。

2) 加工貿易禁止の意味

加工貿易禁止の場合、一般貿易で原材料等を輸入した上で生産することとなる。加工貿易と一般貿易は輸入原材料が保税か否かという観点から区分される。前者は保税、後者は保税ではない。また、加工貿易禁止の場合、その取引形態である「転廠取引」もできなくなり、国内取引に変更することになる。ここで「転廠取引」とは、半製品等が物理的に中国国内を移動するが通関手続上は転廠元企業の輸出、転廠先企業の輸入という手続をとる。（図4参照）

<転廠取引（図4）>



加工貿易禁止リストは、その税関コード（HSコード）ごとに①原材料として輸入する加工貿易が禁止される品目②製品として輸出するための加工貿易が禁止される品目③原材料として輸入する加工貿易及び製品として輸出するための加工貿易ともに禁止される品目、に分けて加工貿易を禁止している。加工貿易禁止は「一般貿易で増値税及び関



税等を納税して原材料を輸入すること」と言い換えることができる。

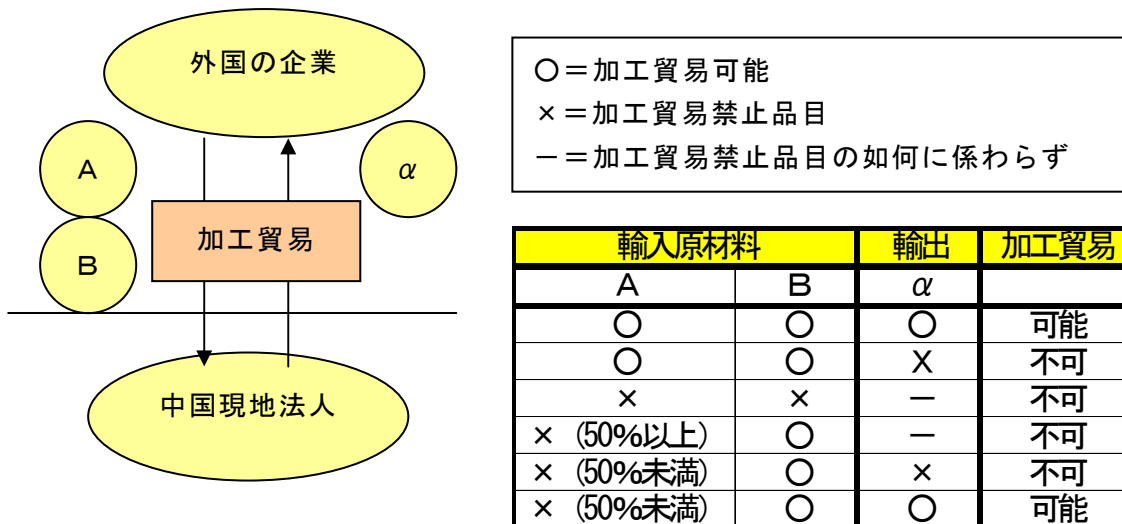
まず、輸入原材料が加工貿易禁止品目となった場合、増値税及び関税等を納税して原材料を輸入する。なお、輸入原材料の一部が加工貿易禁止品目となった場合、どの程度の原材料までなら加工貿易が可能なのかという点について、地域差があるものの50%未満であれば、その他の輸入原材料を保税で輸入して加工貿易をすることが可能とされている。すなわち、輸入原材料の一部が加工貿易禁止品目に該当する場合でも、それが50%未満であれば加工貿易が禁止されるものではない。

次に、輸出品目が加工貿易禁止になった場合、その輸入原材料について増値税及び関税等を納税した上で輸入し加工することとなる。

これらについて、加工貿易が可能か否かを区分した図は以下のとおりである。(図5参照)

<加工貿易禁止となる場合(図5)>

A、Bの原材料を輸入し加工し、製品αを輸出する場合を例にしている。



(注)

原材料(50%以上)が加工貿易禁止品目となった場合、製品αが加工貿易禁止品目であるか否かに係わらず、原材料は増値税及び関税を納税した上で輸入する必要がある。

製品αが加工貿易禁止品目となった場合、その原材料が加工貿易禁止品目であるか否かに係わらず、原材料は増値税及び関税を納税した上で輸入する必要がある。



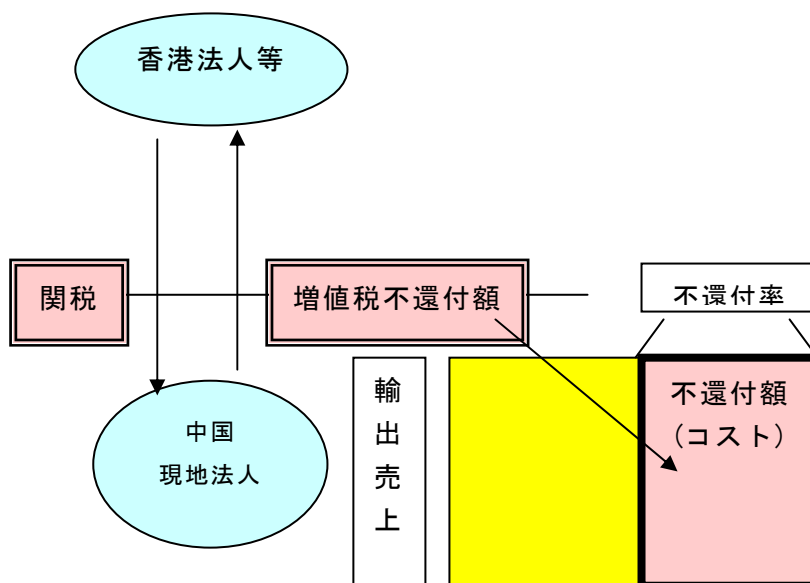
### 3) 加工貿易禁止になった場合の増値税等の影響

#### (1) 来料加工貿易が禁止になった場合

来料加工貿易が禁止となった場合、一般貿易で原材料等を輸入することとなり、原材料輸入時の関税及び製品輸出に係る増値税不還付額が増加するコストである。従来は増値税について基本的にコストは0であったがコストがかなり増加する。(図6参照)

なお、法人格を有しない鎮（日本の村に相当する行政区）等と加工貿易を行っている場合、原材料等の無償支給が前提の取引であり、これを一般貿易に変更できない可能性が高い。したがって、この形態での加工貿易ができなくなるため、留意が必要だ。

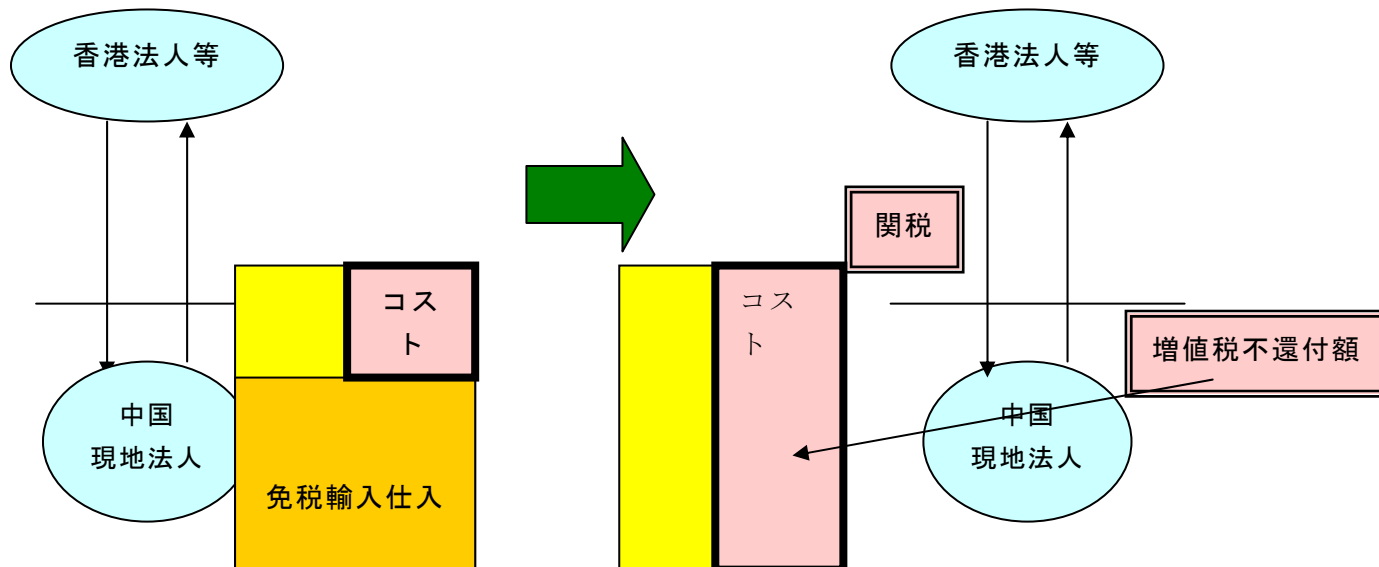
<増加するコスト（図6）>



#### (2) 進料加工で転廠取引をしない加工貿易が禁止となった場合

進料加工で転廠取引でない加工貿易は「免税・控除・還付」方式の取扱いを受けており、加工貿易が禁止になった場合、原材料輸入時の関税及び製品輸出に係る増値税不還付額の増加額が増加するコストである。(図7参照)

<加工貿易禁止前後のコスト部分比較（図7）>



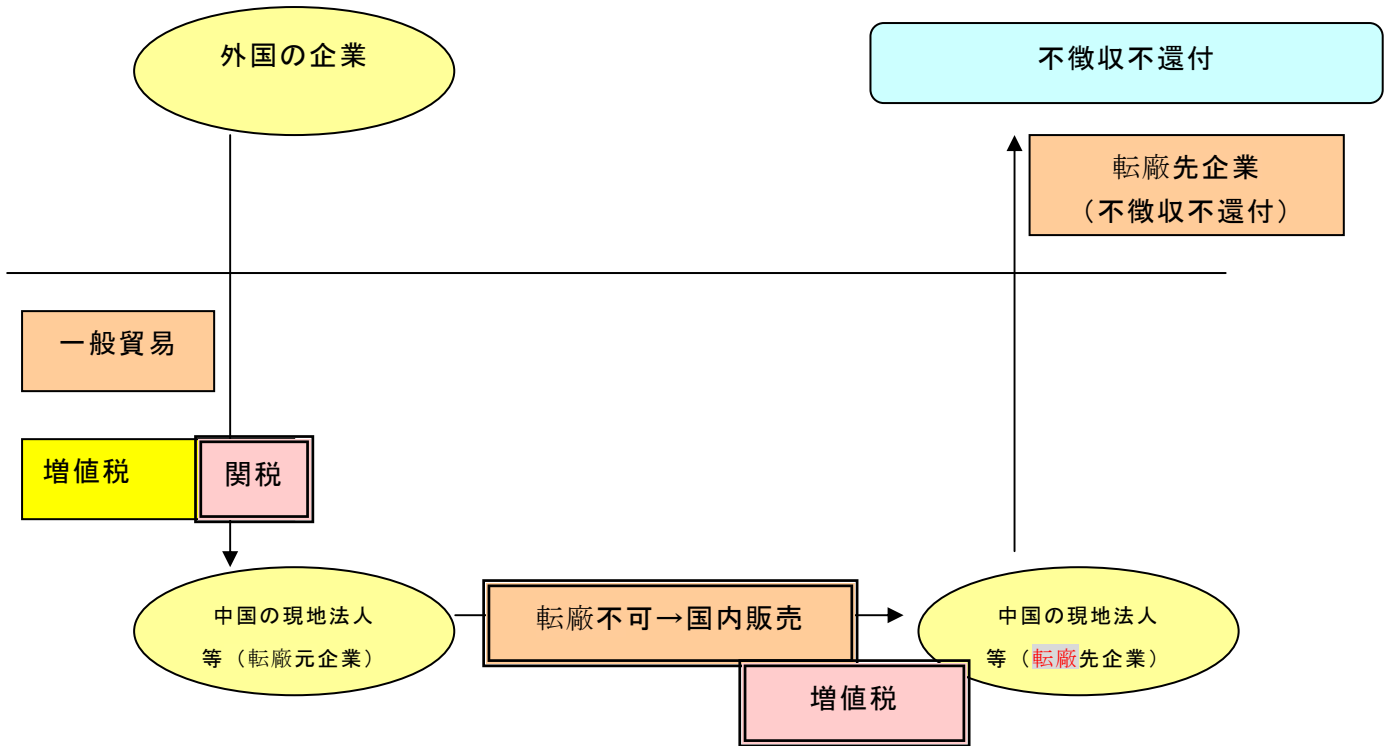


(3) 転廠する進料加工で転廠元企業が加工貿易禁止となった場合

転廠する進料加工で転廠元企業が加工貿易禁止となった場合、一般貿易で原材料等を輸入することとなり、原材料輸入時の関税がコストになる。また、加工貿易の一取引形態である転廠ができなくなり、従来の転廠取引に基づく国内での半製品等の移送は国内販売として取り扱われる。この場合、原材料輸入時に支払う増値税は国内販売に伴い受領する増値税と相殺等が可能でありコストにはならない。

一方、転廠先企業は「不徴収・不還付」方式であるため、従来、転廠元企業から移送されていた取引が国内仕入に変更され、これに伴い増値税を支払うこととなるがこの部分がコストになる。(図8参照)

< 転廠元企業が加工貿易禁止となった場合のコスト (図8) >



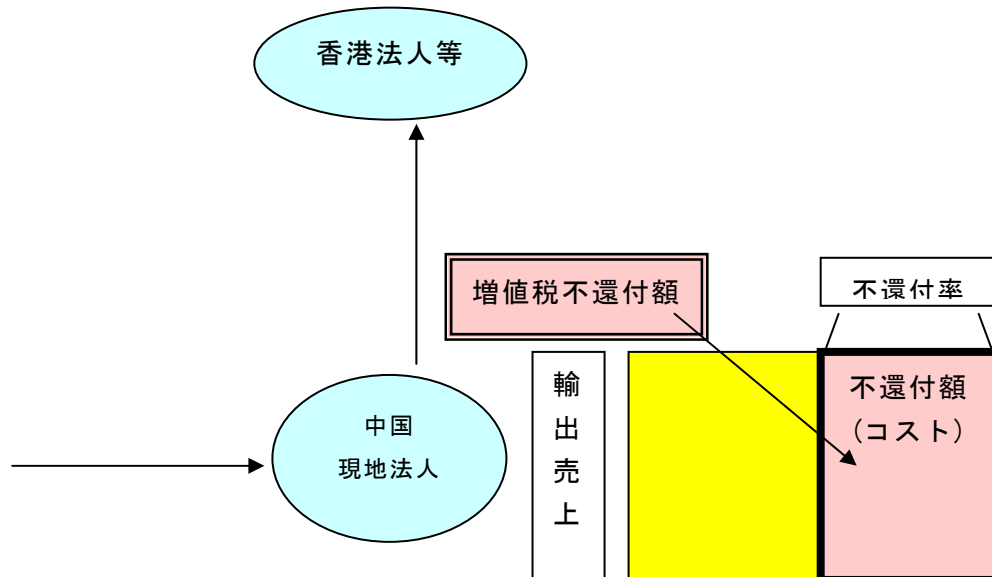


#### (4) 転廠する進料加工で転廠先企業が加工貿易禁止となった場合

転廠する進料加工で転廠先企業が加工貿易禁止となった場合、従来は、転廠元企業から「不徴収・不還付」方式に基づき、増値税の課税がなく半製品等の移送を転廠に基づき受けていたが、加工貿易禁止に伴い転廠ができなくなり国内仕入となる。この場合、転廠元企業に増値税を支払い、転廠元企業から増値税専用領収書を入手することとなる。この国内仕入に伴い支払う増値税は「免税・控除・還付」方式に基づき処理することが可能である。また、従来、輸出売上高に対して増値税不還付額は無関係であったが、加工貿易禁止に伴い、増値税不還付額が生じこの部分がコストになる。(図9参照)

一方、転廠元企業は転廠先企業に対して国内販売をすることとなり、この取引について加工貿易はできず一般貿易に基づき原材料等を輸入することとなる。この場合、原材料等の輸入に伴い関税の支払いが必要となりコストとなる。なお、原材料等の輸入に伴い増値税も支払うが、この部分については転廠先企業から受領する増値税との「免税・控除・還付」が可能でありコストにはならない。

#### < 増値税不還付額 (図9) >



#### 4) 計算例

増値税がコストとなる部分について例を用いて検討する。ここでは「免税・控除・還付」の取引と「不徴収・不還付」の取引が並立して存在する場合を例(上記 3)(4)の転廠元企業の事例)としている。ここで問題になるのは、国内仕入に係る増値税の取扱いである。すなわち、「免税・控除・還付」方式においては控除対象となる増値税であり、「不徴収・不還付」方式においてはコストとなる増値税である。国内仕入に係る増値税を「免税・控除・還付」方式の取引に係るものと「不徴収・不還付」方式の取引に係るもので明確に区分している場合にはそれぞれの取扱いによる。しかし、実務的には明確に区分していないことが多く、この場合按分計算をする必要がある。(図10参照)



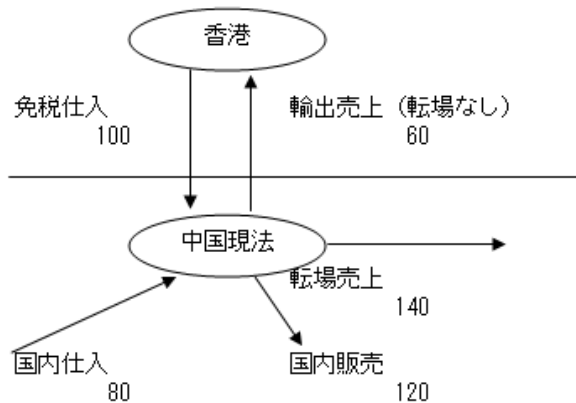
< 増値税のコストとなる部分の検討 (図10) >

I. 計算例前提

- ・ 増値税の不還付率4%と仮定
- ・ 仕入については全く輸出売上と国内販売と区分管理できていないとする。

・ 免税仕入	100
・ 国内仕入	80
・ 輸出売上 (転場なし)	60
・ 転場売上	140
・ 国内販売	120

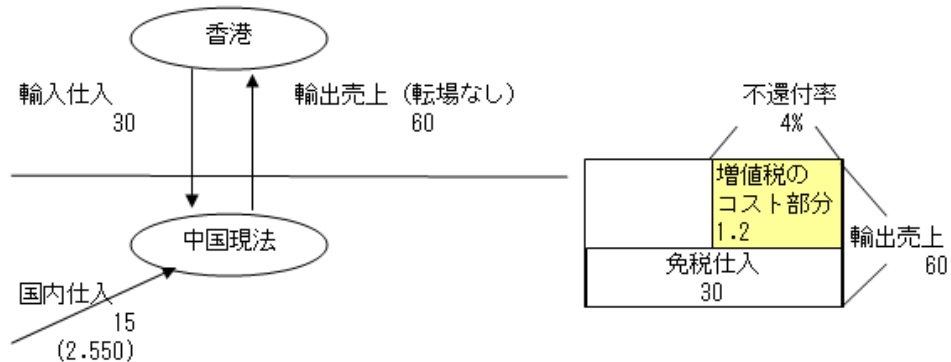
【上記条件を図示】



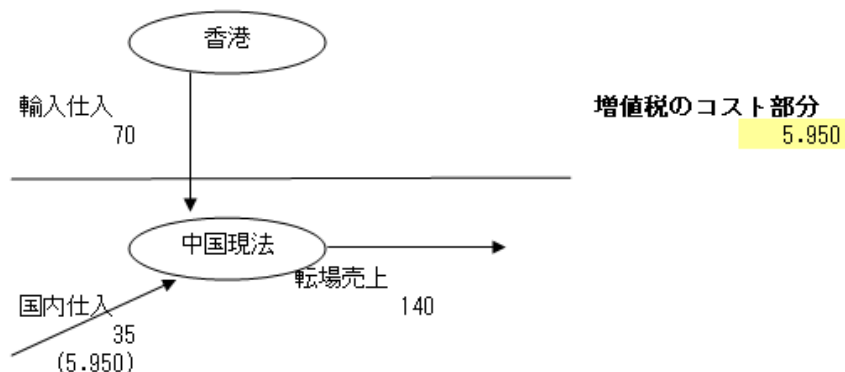
II. 結論

【増値税のコストになる部分を検討するに当たり取引を分割 (図示) 結論】

< 1. 【免・抵・退】の取扱いを受ける部分 >

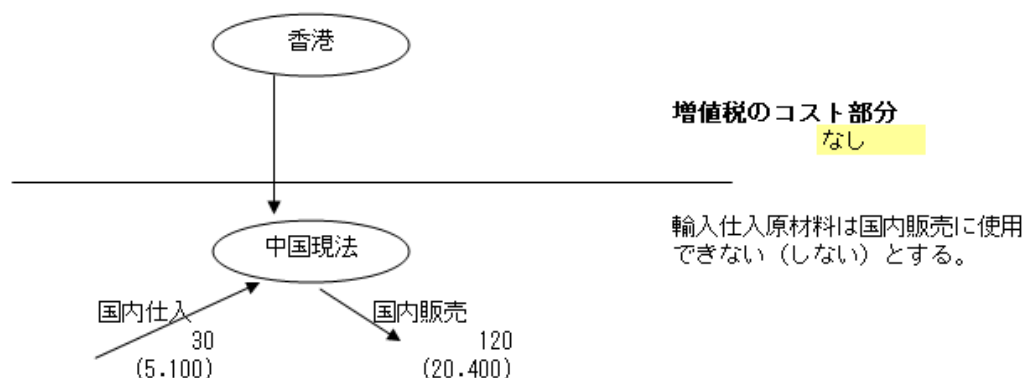


< 2. 【不徴収・不還付】の取扱いを受ける部分 >





< 3. 国内販売【免・抵・退】の取扱いを受ける部分（コストにはならない） >



【増値税がコストとなる部分と控除可能となる部分】

	売上高	国内仕入額を 売上比で按分	国内仕入増値 税の按分額	コストとなる 額	控除可能対象額
1. 輸出売上	60	15	2.550	1.200	1.350
2. 転場売上	140	35	5.950	5.950	0.000
3. 国内売上	120	30	5.100	0.000	5.100
計	320	80	13.600	7.150	6.450

Ⅲ. 計算検討

【仕入額の按分】

		輸出売上 (転場なし)	転場売上	国内販売	計
		60	140	120	320
国内仕入	80	15	35	30	80
輸入仕入	100	30	70	-	100

【上記に係る増値税額（17%）】

		輸出売上 (転場なし)	転場売上	国内販売	計
		60	140	120	320
国内仕入	80	2.550	5.950	5.100	13.600

【考え方と結論】

		輸出売上 (転場なし)	転場売上	国内販売	合計
		免・抵・退	不徴収・ 不還付	免・抵・退	
		輸出と免税仕 入の差額から コストになる 部分が計算さ れる。※1	仕入税額が控 除できずコス トになる	コストにはな らない。※2	
増値税がコストとなる額		1.2	5.950	なし	7.15
計算		$(60-30) \times 4\% = 1.2$	$140 \times 17\%$	-	

※1：国内仕入に係る増値税額は一部を除き控除可能

※2：国内仕入に係る増値税額（5.1）は、国内売上に係る増値税額から控除可能

#### 4. 総括

華南地域は加工貿易で発展してきており、多くの加工貿易が労働集約型企業である。労働集約型企業が排除されつつある華南地域は、「外資企業の選別」が始まっているといえる。産業調整に耐えられる企業、コストの増加に耐えられる企業のみが華南地域に生き残ることのできる企業なのだろう。万が一撤退する場合でも、各利害関係者に衝撃を与えないように時間をかけて縮小均衡していくなど周到な準備が必要である。また華南地域で生産していたものをどこに移管していくのかについても検討が必要であり、生産移管には時間がかかる。その意味で自社の数年後を見据えて「次の一手」を検討する時期にきている。まさに華南地域の加工貿易は生き残りをかけた正念場を迎えているといえよう。

以上





「香港再考 ～ 香港拠点の有効活用を考える」

第7回：「統括拠点としての香港の活用 ①」

～ 中国統括拠点としての香港の活用を中心に

三菱東京 UFJ 銀行  
香港支店 業務開発室  
支店長代理 江上 昌宏

同連載では、「香港再考」と題して、改めて香港活用のメリットを見直すために“日系企業の香港拠点による新たなビジネススキーム”を考えています。今回から「統括拠点としての香港の活用」について見ていきますが、今回は中国統括拠点としての香港の活用を中心に考えてみたいと思います。

1. 統括拠点としての香港の活用に向けて

本連載では、香港拠点の有効活用を考えるなかで、“商社的取引機能”を切り口として、「物流・在庫機能をベースとした活用スキーム」、「金融機能（商流中継地・投資拠点メリット）をベースとした活用スキーム」などを整理して取り上げてきました。今回からは、こうした機能を融合させた香港拠点による統括スキームについて考えていきたいと思いません。従来、アジアにおける統括拠点と言え、シンガポールが選択される傾向が強かったのですが、中国本土の高度経済成長を受けて、最近では「香港に統括拠点を設置したい」というご相談も多くなるなど、中国を後背地とする香港への統括拠点としての期待が高まっています。実際、企業の香港の統括拠点数は、図表の通り、増加傾向が続いています。

図表：香港の統括拠点数と統括内容の推移（2002～2006年）

親会社の所在地	2006	2005	2004	2003	2002	香港以外の統括地域(複数回答)	2006	2005	2004	2003	2002
米国	295	262	256	242	233	中国	1,073	1,046	975	831	770
日本	212	204	198	168	159	台湾	508	479	472	416	385
英国	114	115	105	86	80	シンガポール	481	430	402	372	356
中国	112	107	106	84	96	タイ	385	363	345	310	270
ドイツ	76	75	67	56	52	韓国	384	352	339	307	266
フランス	55	49	47	44	35	マレーシア	378	336	320	290	269
オランダ	48	54	46	38	39	日本	364	328	304	252	221
シンガポール	44	45	35	22	26	フィリピン	348	346	323	300	262
スイス	42	38	39	40	36	インドネシア	318	306	284	251	227
台湾	28	33	29	N.A.	N.A.	インド	283	259	236	198	183
地域統括拠点合計	1,228	1,167	1,098	966	948	オーストラリア	272	237	229	188	178

業種別	2006	2005	2004	2003	2002	親会社の主要事業	2006	2005	2004	2003	2002
卸売(商社)・小売業	643	615	590	507	486	製造業	515	471	434	371	366
各種サービス業	270	271	247	232	227	卸売(商社)・小売業	405	380	357	314	295
運輸・物流業	115	103	89	67	63	各種サービス業	194	217	172	177	161
金融機関	93	74	69	65	87	輸送・物流業	118	83	90	74	63
製造業	91	73	67	65	53	金融機関	107	101	102	67	82

(資料)香港政府統計処資料をもとに三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成



一般的に、海外での統括拠点の設置を検討するステップとしては、業種によって違いはありますが、まずは統括すべき“事業”の範囲について決定されることが多いようです。統括すべき“事業”は、海外事業展開のピッチなどに合わせて、本社の事業部門の意向が反映され、「1つの統括拠点のなかで事業部制を構築するケース」と「事業部毎に統括現法を有するケース」に大別されます。次に、“地域”と“形態”という軸を基本に検討していくといったステップに移行していくことになります。“地域”については、「統括拠点所在国・地域」と「被統括地域」の2つの選定に大別されます。また、“形態”については、“地域”と並行して検討を進める必要がありますが、これには「販売機能統括」、「仕入機能統括」、「財務・金融機能統括」、経営企画・人事・総務などを含む「アドミニストレーション機能統括」などの統括機能の選定と、「実際の機能移管」や「バーチャルな機能移管」といった統括方法の選定を行っていくことが考えられます。統括すべき事業が決定されれば、“地域”と“形態”については、香港拠点の有効活用として本連載で既述してきたようなポイントを、候補となる香港以外の地域と比較して総合的に判断する必要が出てきます。

こうした“地域”と“形態”の選択については、“事業”の展開地域によって両者の優先順位が変わってくると考えられます。“地域”を優先した方が良いのは、特定の“事業”を行う(あるいは今後展開予定の)海外現法の所在国と地域が集中しているケースでしょう。たとえば、中国に特定の“事業”を行う現法が集中していれば、法制度や税制などの各種制度の変更等の情報をタイムリーに入手し、逸早く事業戦略や営業戦略の策定を行うことが不可欠ですので、こうした情報を入手し易い中国本土あるいは香港での統括がより適していると考えられます。一方、海外現法が特定地域に集中していないケースでは、“形態”からのアプローチも考えられます。たとえば、統括拠点が「仕入・販売機能統括」を担うことを主目的とすれば、有力な調達先及びユーザーを効率的にカバーできる地域への設置を検討することもできるでしょう。他方、「財務・金融機能統括」を統括現法のメイン機能として据える場合には、展開地域の集中度との関連性は薄れるでしょう。これは、特にグローバルなグループ・ファイナンスによる資金貸借などを行うケースを前提とすると、金融取引では人やモノの物理的な移動を伴うことが少ないこともあって、統括拠点の「国際金融センターとしての競争力」、「税制面のメリット(被統括地域間との各種源泉税の取扱い等)」などがより一層重視されるとみられるためです。

## 2. 中国の「仕入・販売機能統括」拠点としての香港の活用

このように統括拠点構想の具現化に向けたアプローチ手法は、上記の要素で大別されますが、今回は、まず、中国を戦略地域として特定し、中国の「仕入・販売機能統括」として香港を活用するケースでの主なメリットについて考えてみたいと思います。主要展開国・地域が中国に集中しているケースでは、香港もしくは中国本土内を統括拠点として活用するメリットが出てきます。次に、「被統括地域」として中国を中心に考えた場合、最適な統括地域は香港なのか、北京市・上海市・深圳市といった中国本土なのか、という議論になることが予想されます。そこで、両者を比較する際に、中国を販売市場としてみる場合と中国を生産・調達拠点としてみる場合に分けて考えてみます。

### (1) 中国を販売市場として捉える場合

まず、中国を販売市場として捉える場合は、香港から中国事業全体を統括するメリットは今後次第に薄れると考えておいた方が良いでしょう。これは、連載の第1回(2006年11



月号ご参照)で述べました通り、ここ1~2年、中国内では、通称8号令販社や販社機能を付加した持株会社の誕生(地域制限も撤廃)により、「仕入・販売機能統括」を担ううえで業務制限の少ない会社設立が容易になったことが大きいといえます。「仕入・販売機能統括」の役割をみると、消費財を主力とするメーカーであれば、ブランド戦略の構築や販売代理店・小売業者への営業による販路拡大戦略などが絡んできます。また、機械・設備等の販売であれば、メンテナンスや補修部品販売といったサービス体制の構築も必要になります。こうした機能は、決済通貨を人民元とする商流を集中するとなれば、中国内主体とならざるを得ません。また、①販売代理店や小売業者を通じて末端の消費者ニーズといった情報を迅速に吸い上げ、R&Dや営業販売企画に活用する、②販売先の債権管理をサポートする、③販売先への各種指導・コンサルティング、メンテナンス等のサービス体制の構築を主導する、といった観点からみても、販売先の近くに存立した方がベターと思われるためです。これに対し、香港に拠点を設置する場合は、出資元として中国に販売会社を設立して統括機能を担うパターンが考えられますが、中国と比べ割高な人件費を含む生活費・オフィス賃料がネックとなることが予想されます。もともと、中国では、今年3月に成立した「企業所得税法」が2008年1月から施行されることに伴い、基本的には外資系企業に対する優遇税率や各種優遇措置が縮小していくのに対し、香港を活用すれば、①商流集中による企業所得税の低税率(17.5%)の恩恵や、②配当非課税やオフショア所得の減免措置適用といった税務上のメリットを継続的に享受できる面といったメリットはあります。このため、中国での統一的なブランド戦略などの必要がなく、華南にユーザーが集中するのであれば、華南エリアを中心とした統括拠点として、人員を絞った形で香港を活用することも一考かと思えます。

## (2) 中国を生産・調達拠点として捉える場合

一方、中国を生産・調達拠点として世界を販売市場として捉える場合は、香港に「仕入・販売機能統括」を置くメリットは、当面の間は継続する可能性が高いと考えています。これは、統括拠点は生産・調達拠点との間で輸出入を前提とした取引となるため、香港と中国間の保税取引(外貨取引)を行ううえで、香港の活用メリットが大きいことが挙げられます。具体的には、①税負担を低減する保税委託加工貿易を中心とした保税取引を手掛ける企業は、香港拠点間での仕入・販売取引を行うケースが多く、資金決済は勿論、同拠点間とのコンタクトが取り易いなどの点で利便性が高い(注)、②先述の通り、税制上のメリットが大きい、③英語を公用語として、数ヵ国語に精通している人材も多く、世界の販売先とのコミュニケーション上の問題が生じ難い、④世界に向けた航空、海上輸送網がともに発達しており、ユーザーからの納期要請などへの対応が柔軟に行える、ことなどが考えられます。もともと、保税委託加工貿易を禁止する業種拡大の動き(2006年11月号<第1回>ご参照)や日本のタックスヘイブン対策税制適用強化の動き(2007年3月号<第5回>ご参照)といった懸念材料がありますので、中国を生産・調達拠点とする香港の「仕入・販売機能統括」の優位性は、長期的にみれば低下する可能性がある点には留意が必要でしょう。

(注)これに対し、中国内拠点で仕入・販売を一元化すると保税取引のメリットをフルに享受することが難しくなります。中国内では保税区企業を通じて保税取引も可能となっていますが、保税区企業の場合、国内仕入先が輸出に関わる増値税の還付手続きを行うために実際に輸出を行わなければならない、増値税還付までの期間の資金負担分に配慮する必要があることや、外貨と人民元の交換が自由に出来ない



ため、両替が必要な場合には輸出入会社に対する手数料が発生するなどのマイナス面があります。もっとも、近々公表される予定の保税区内での外貨管理の取扱いを変更する規定により、こうした両替が可能になるとみられています。

今回、「仕入・販売機能統括」としての香港活用のメリットを中心に取り上げました。経営企画・人事・総務などの「アドミニストレーション機能統括」も加えるとすれば、統括拠点の人件費と賃料などを考慮することになりますが、通常は同機能を中心に据えて考えるケースは少ないとみられ、「仕入・販売機能統括」や「財務・金融機能統括」における優位性が重視されることが多いと思われま

す。次回以降は、「仕入・販売機能統括」と並び、統括拠点の検討で大きな鍵を握るとみられる「財務・金融機能統括」拠点としての香港の活用方法について詳しく考えていきたいと思

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう宜しくお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(本稿は香港の週刊紙香港ポスト 2006年11月24日号、12月22日号掲載内容に加筆したレポートです)

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Masahiro\_Egami@hk.mufg.jp

TEL：852-2823-6991 FAX：852-2823-6744



中国経済の現状 ～11%を上回る高成長に再加速～

三菱東京UFJ銀行  
経済調査室  
調査役 萩原陽子

本レポートは、三菱東京UFJ銀行経済調査室作成の「経済マンスリー」の中国編を転載したものです。「経済マンスリー」は日本、米国、欧州、オーストラリアに関する作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

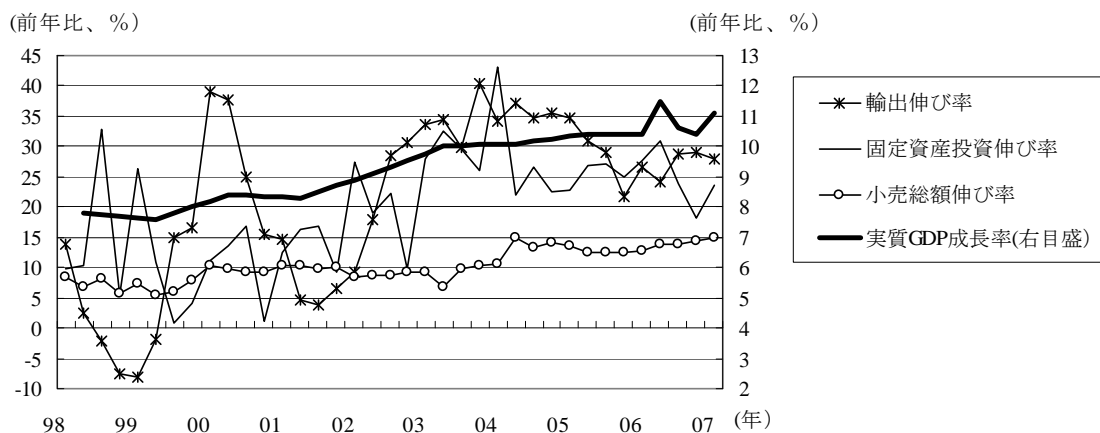
<http://www.bk.mufg.jp/report/ecomon2007/index.htm>

1. 経済動向

(1) 成長の再加速で強まる利上げ観測

4月19日に2007年第1四半期の主要経済指標が発表され、なかでも注目された実質GDP成長率は11.1%であった(図表1)。昨年第2四半期の11.5%から第3四半期10.6%、第4四半期10.4%と減速していたが、そこから再加速した。

図表1：中国の実質GDP成長率の推移



(注) 98～2005年の実質GDP成長率は年ベース、他は全て四半期ベースの数値。  
(資料) CEIC等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成。

投資の伸びが前期の18.2%から23.7%まで高まったことが主因である。人民銀行(中央銀行)は、預金準備率を昨年3回に続き、本年に入ってもすでに3回引き上げ、利上げも昨年2回、本年1回と引き締めを強化してきた。ただし、上げ幅は毎回預金準備率で0.5%、1年物貸出金利で0.27%と小幅にとどまったこともあり、投資抑制効果は不十分であったと考えられる。

発表前日、温家宝首相が開催した国务院(政府)常務会議では、第1四半期の経済情勢について、貸出ペースの速さ、投資の再加速などが問題視され、金融引き締めならびに投資規制を強化する方針が決定された。常務会議は統計局から事前報告を受けていたとみられている。

政府の引き締め強化の方針に加え、GDPと同時に発表された消費者物価上昇率が3月には3.3%と政府目標(3%)を上回る高水準に達したこともあり、再度の利上げ観測が強まっている。



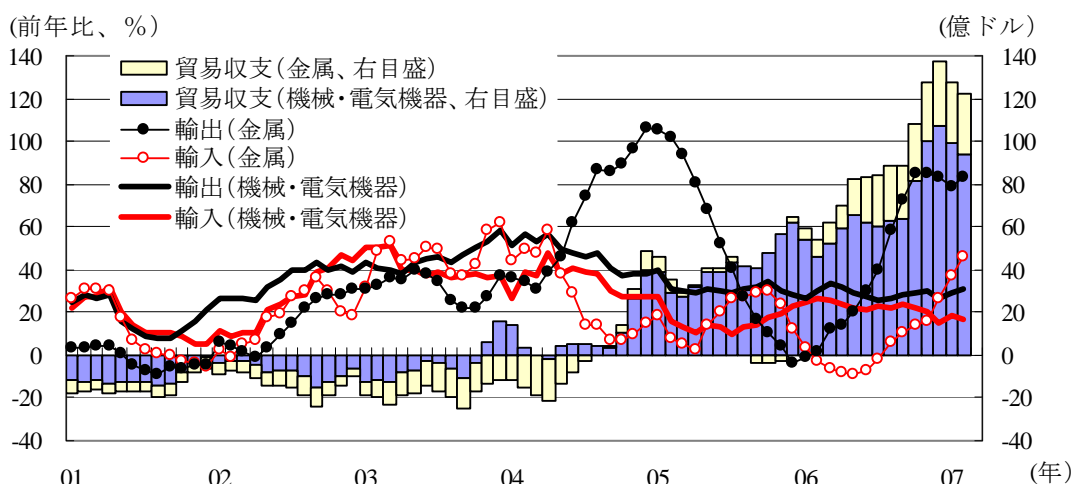


## (2) 貿易黒字縮小に向けて内外の対策強化

中国における貿易黒字拡大は対外摩擦を深刻化させ、政府を悩ませてきた。しかし、2007年3月には輸出の伸びが前年比6.9%と5年振りの低水準になった結果、貿易黒字は69億ドルと前年に比べ約40億ドルも縮小した。このため、政府は輸出時の付加価値税還付率引き下げの貿易黒字抑制効果が顕在化したものと評価した。もっとも、2月には、繊維、鉄鋼の付加価値税還付率がさらに引き下げられるとの噂から、前年比+51.7%という急激な駆け込み輸出があり、その反動とみる向きも少なくない。

2003年以降の大幅な投資増に伴う生産能力の拡大により、輸出力増強と輸入代替が進展した結果、機械・電気機器、金属などが赤字から黒字に転換し、黒字体質は一段と強化されている(図表2)。ここからすれば、還付率引き下げを始めとする対応策と緩やかな人民元上昇で貿易黒字拡大を押さえ込むことができたのかについてははいま少し時間をかけて確認する必要がある。

図表2：中国の商品別輸出入の推移(3カ月移動平均)



(資料) CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

政府は黒字削減策の効果を評価しつつも、追加策に余念がない。4月5日には、加工貿易禁止品目(注)に燃料油、ディーゼル油など186品目を追加し(26日実施)、4月10日には、輸出時の付加価値税還付率を鋼材76品目で8%から5%に引き下げ、83品目で還付廃止とした(15日実施)。

(注) 加工貿易禁止品目は、加工貿易として保税扱いでの輸出入が禁止される。一般貿易としての輸出入は可能であるが、輸入時の関税と付加価値税により大幅なコスト増となる。

一方、米国の対中通商政策も厳しさを増している。3月30日、米商務省は、中国メーカーが実質的に補助金を受けているとみなし、中国の紙製品に対し10.9~20.35%の相殺関税を適用する仮決定を下した。これを受けて、米中摩擦の深刻化に対する懸念から、米国の株価は一時的に下落した。非市場経済国に対して相殺関税を適用したのは23年振りで、米国の保護主義化を危惧する声もある。

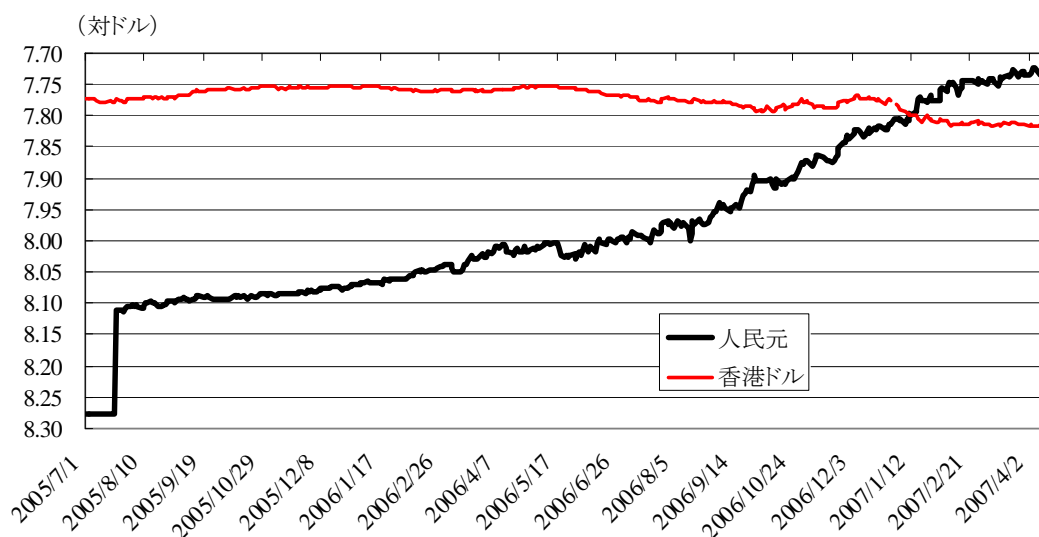
次いで、4月10日には、米通商代表部が知的財産権保護の法制度が不十分であるとして中国をWTO提訴した。これに対し、米国の議会ならびに産業界は総じて支持を表明したものの、他方で対話路線が損なわれたことへの懸念も高まりつつある。なお、米国はこの提訴に日本やEUも参加するよう要請し、EUは提訴を検討中、日本は当事者でない第三国として協議に参加することを正式決定した。

## 2. 金融情勢

### (1) 人民元相場

人民元の対ドル相場は、2007年1月11日に香港ドルの対ドル相場を上回った直後の1カ月は月間0.6%のペースで上昇した(図表3)。香港ドル相場下落と相まって、両通貨の価値は短期間で乖離し、83年以来堅持されているドル・ペッグ制の見直し観測に基づく香港ドル投機の思惑はほぼ払拭された。このため、その後の人民元の上昇ペースは鈍り、3月の月間上昇率は0.16%と2006年の平均的なペースを下回った。

図表3：人民元と香港ドルの対ドル相場



(資料) CEIC等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成。

一方、米議会では、人民元上昇を促す法案作成に向けての動きが一段と盛り上がりを見せている。上院では、ポーカス財政委員長(民主党)、グラスリー議員(共和党)、シューマー議員(民主党)、グラハム議員(共和党)の4人が超党派で、新たな対中法案を5~6月中に提案すべく準備を進めている。WTOルールに則した法案を目指しており、その場合、大統領の拒否権を覆す両院の3分の2以上の支持を得る可能性も示唆され、米中摩擦の深刻化が危惧される。

### (2) 株価動向

中国の株価は、非流通株改革(注)の進展が好感されたことから、2006年以降急騰を続けている。2007年に入り、政府関係者から懸念を表明する声が強まり、違法である借入金による株式投資の取り締まりやキャピタルゲイン税導入など株価抑制策強化への警戒感が高まるなか、2月27日には▲8.8%と大幅な下落を示した(図表4)。その後、当局はキャピタルゲイン税導入を否定し、借入金による株式投資規制策も導入されないという状況下、上海総合指数はわずか1カ月半で3割上昇した。4月19日には、同日に発表される第1四半期のGDPが高水準に達するという予想が広がり、利上げ警戒感から▲4.5%と急落したが、翌日には持ち直した。

(注) 中国の株式は、国家株(国家が保有する株)、法人株(法人が持合で保有する株)などの非流通株と一般の個人投資家が保有する流通株に分かれる。2001年に非流通株を流通させるという改革が開始されたが、株価低迷を招き、2002年にいったん頓挫した。その後、2005年4月に新方式で再開され、2006年末までにほとんどの上場企業が改革を完了した。もっとも、非流通株が流通可能となってから1年間は市場売買が凍結されていることもあり、流通株が時価総額全体に占めるシェアは2006年末でも28%にとどまっている。

図表4：株価動向（上海総合）



当局は株バブルを回避するに当って、株価低迷を誘発しかねない強硬策を避け、より穏当な市場整備を志向しているように見える。証券監督管理委員会は、香港よりも中国内での上場を優先させる方針と報じられており、優良企業株の増加を通じて過剰流動性を吸い上げ、合理的な株価形成を目指す意図が窺われる。また、株価下落時の備えとして、投資家保護基金も本格稼働させている。同基金は、証券会社が破綻した際などに資金を拠出して投資家の損失を穴埋めするものである。2005年8月の創設当時は株価低迷に伴う証券会社の業績不良で拠出が見送られていたが、本年1月に遡り、証券会社に対し収入の0.5～5%を拠出するよう義務付けた。

中国内では、中国の株価は、実体経済の高成長と乖離して低水準にあっただけに、大幅上昇に合理性があるという強気の見方も少なくないが、低位株に加え、上場廃止リスクを孕むST銘柄株（注）までもが急騰する現状への懸念は残る。また、凍結期間を終えて流通可能となる非流通株の規模が増えてくるといふ潜在的な需給悪化要因もあり、株価の先行きには依然、注意を要しよう。

（注）ST銘柄は、特別処理（Special Treatment）銘柄の略で、2年連続赤字決算になった場合などに同銘柄に指定される。

以上

（執筆者のご連絡先とメッセージ）

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ（経済・産業レポートとマーケット情報）：[http://www.bk.mufg.jp/rept\\_mkt/index.html](http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/index.html)



## 急拡大する中国医薬品市場と参入メーカーの動向

三菱東京UFJ銀行  
企業調査部 香港駐在  
シニアアナリスト 王 浩

中国の医薬品市場が急成長を遂げている。つれて参入メーカーの業績も増収増益を続けているが、利益率自体は低下傾向を辿っている。これには、中央政府主導の薬価引き下げによる影響のみならず、付加価値の低い後発薬が主体であることや、4,000社にも及ぶ多数の業者が乱立し、激しい価格競争を繰り広げているといった構造的な要因も少なからず影響しており、この先、実力に見劣りする業者の淘汰や業界再編が進展する可能性も高まっている。そこで本稿では、中国の医薬品市場と参入メーカーの動向について整理するとともに、今後の見通しをまとめた。

### 1. 現状

#### (1) 市場概要

中国の国家食品薬品监督管理局の資料によると、中国医薬品市場の規模は2006年時点で3,971億元（1元＝14.5円換算で約5兆7,600億円）に達している。

中国では、西洋医学にもとづき化学品から合成される「西洋薬」と、漢方医学にもとづき天然原料（生薬）を配合して作られる「漢方薬」が、症状や習慣に応じて使い分けられている。このため、中国では、西洋薬およびその原料薬が66.5%、漢方薬およびその原料薬が33.5%と、他国に比べて医薬品市場全体に占める漢方薬のウエイトが高いが<sup>(注)</sup>、西洋薬がマーケットの主力である点は他国と同様である（図表1）。

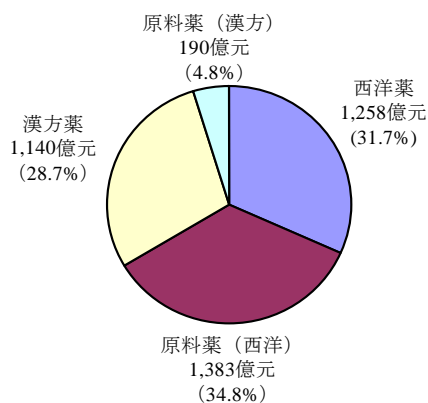
（注）たとえば日本では、漢方薬が医薬品市場全体に占めるウエイトは2%に過ぎない。

また、医師の処方にもとづき主に病院内で販売される「医療用医薬品」と、医師の処方にもとづかず主に路面の一般薬局で販売される「大衆薬」は、製品上、明確に区別されており、構成比は前者が8割、後者が2割といわれている<sup>(注)</sup>。医療用医薬品では抗生物質製剤や消化器官用薬、循環器系用薬などが主流となっており、大衆薬では鎮痛剤、風邪薬、消化促進剤などが大きなウエイトを占めている。

（注）ただし、販売上は両者の区別が曖昧な面も残されている。近年、中央政府から「医療用医薬品を医師の処方なしに一般薬局で販売してはならない」とする通達が出されたが、今のところその強制力は乏しく、費用さえ払えば一般薬局で処方箋なしに抗癌剤や注射剤などの医療用医薬品を購入できるという。

中国でも、日本などと同様に1998年から中央政府が医薬品の販売価格を決定する薬価制度が導入されている。薬価は、病院もしくは薬局が利用者に医薬品を販売する際の価格を定めたものである。当初はわずかな医薬品のみ薬価が設定されたが、その後、対象品目が広げられ、2005年10月には2,400種類の医薬品が対象となった。これは品目数としては全医薬品の約2割を占めるに過ぎないが、単価の高い医療用医薬品が中心となっているため、金額ベースで見れば約6割に達している。

図表1：中国の医薬品市場の概要



（資料）国家食品薬品监督管理局資料にもとづき三菱東京UFJ銀行企業調査部（香港）作成



## (2) 業界構造

### ① 全体像

医薬品メーカー数は約 4,000 社。売上上位 10 番手クラスでも売上高 30 億元（1 元＝14.5 円換算で約 435 億円）前後と、多数の中堅中小のメーカーが乱立している状況にある。最近、民間企業の参入が増えつつあるとはいえ、多くは国営企業あるいは国営と民間の合弁企業で、西洋薬およびその原料薬の生産に携わる企業が約 2,200 社、漢方薬およびその原料薬の生産に携わる企業が約 1,800 社となっている。

メーカー数は、過去のピーク時には 6,000 社に達した模様である。しかし、中央政府が品質・安全性確保の観点から 2004 年にすべての医薬品メーカーに対し GMP（Good Manufacturing Practice）の認証取得を義務付けた際、半分近くのメーカーが淘汰された。その後、参入メーカーが相次いだことから、メーカー数は再び増加傾向を辿っている。

### ② 外資系メーカー

中国市場には外資系メーカーも多数参入している。早くも 80 年代には、日系では大塚製薬やツムラ、欧米系では Bristol-Myers Squibb や GlaxoSmithKline、Novartis、Pfizer などが進出、90 年代には、武田薬品工業、山之内製薬（現アステラス製薬）、エーザイ、第一製薬・三共（現第一三共）、F Hoffmann-La Roche や Johnson & Johnson などが進出し、一部品目の現地生産を開始するなど中国での足場作りに取り組み始めた（図表 2）。各社の進出地域をみると、北京市、上海市、天津市、江蘇省、陝西省、広東省の 6 地域で全体の 7 割以上に達しており、沿海地域を中心に展開してきた様子が窺える。

2000 年代に入ると、欧米系を中心に生産拠点の新增設が相次ぎ、既存製品の生産規模を拡大させる、生産品目の幅を広げるなどの動きが広がったことから、足元では外資系メーカーの売上シェアが合計で約 2 割を占めるまでに拡大した模様である。また、上述の通り多数の中堅中小メーカーが乱立するなかで、外資系メーカーの現地法人は総じて 1 社当たりの事業規模が大きく、中国の医薬品メーカー売上上位に多数の外資系メーカーが食い込んでいる模様である。

図表 2：外資系メーカーの中国進出事例

設立年	現地企業名	出資企業	主な生産品目	登録資本金	所在地
1981 年	中国大塚製薬(有)	大塚製薬〔日〕	眼科薬、喘息薬	7,100 万元	天津市
1982 年	中美上海施貴宝製薬(有)	Bristol-Myers Squibb〔米〕	抗生剤、抗高血圧薬、糖尿病薬	1,164 万米ドル	上海市
1985 年	西安楊森製薬(有)	Janssen Pharmaceutical〔米〕	胃腸薬、抗真菌剤、神経系統薬	2.9 億元 (投資額)	陝西省 西安市
1987 年	中美天津史克製薬(有)	Glaxo Smith Kline〔英〕	胃腸駆虫剤、消炎鎮痛剤	2,994 万米ドル	天津市
1987 年	北京諾華製薬(有)	Novartis〔スイス〕	免疫抑制剤、消炎鎮痛剤	1.2 億元 (投資額)	北京市
1988 年	重慶葛蘭素史製薬(有)	Glaxo Smith Kline〔英〕	呼吸器官用薬	1,490 万米ドル	重慶市
1989 年	河北北村中薬材(有)	ツムラ〔日〕	漢方原料薬	NA	河北省
1991 年	四川川村中薬材(有)			NA	四川省
1991 年	深圳津村薬業(有)			2,699 万米ドル	広東省
1989 年	輝瑞製薬(有)	Pfizer〔米〕	抗生剤	6,000 万米ドル	遼寧省
1990 年				5,040 万米ドル	大連市
1993 年	広東大塚製薬(有)	大塚製薬〔日〕	生理食塩水、ブドウ糖	2,840 万米ドル	広東省 順徳市
1994 年	上海羅氏製薬(有)	FHoffmann-LaRoche〔スイス〕	抗腫瘍薬、神経系統薬	4,500 万米ドル	上海市
1994 年	杭州默沙東製薬(有)	Merck & Co〔米〕	抗真菌薬、高脂血症薬	2,292 万米ドル	浙江省 杭州市





1994年	山之内製薬(中国)(有)	山之内製薬(現アステラス製薬)〔日〕	排尿障害改善剤、胃薬、血圧降下剤	3,526 万米ドル(投資額)	遼寧省瀋陽市
1994年	天津武田薬品(有)	武田薬品工業〔日〕	消化性潰瘍薬、抗腫瘍薬、糖尿病薬	20 億円	天津市
1994年	天津田辺製薬(有)	田辺製薬〔日〕	高血圧薬	1,200 万米ドル	天津市
1995年	上海強生製薬(有)	Johnson & Johnson〔米〕	感冒薬	3,500 万米ドル	上海市
1996年	衛材(中国)薬業(有)	エーザイ〔日〕	神経障害薬	5,000 万米ドル(投資額)	上海市
1998年	第一製薬(北京)(有)	第一製薬〔日〕	ニューキノロン系抗菌剤	2,380 万米ドル	北京市
1998年	上海大正力保健(有)	大正製薬〔日〕	ドリンク剤	NA	上海市
1999年	上海三共製薬(有)	三共〔日〕	高脂血症薬、抗炎症剤、抗菌薬	2,500 万米ドル	上海市
2001年	上海津村製薬(有)	ツムラ〔日〕	漢方原料薬	3,000 万米ドル(投資額)	上海市
2003年	浙江大塚製薬(有)	大塚製薬〔日〕	抗血栓薬	550 万米ドル	浙江省杭州市
2003年	明治魯抗医薬(有)	明治製薬〔日〕	抗生剤、動物用医薬品	2,998 万米ドル	山東省済寧市
2004年	協和発酵医薬(蘇州)(有)	協和発酵工業〔日〕	血圧降下剤、抗アレルギー剤	610 万米ドル	江蘇省蘇州市
2005年	参天製薬(中国)(有)	参天製薬〔日〕	眼科薬	23 億円	江蘇省蘇州市
2006年	諾和諾徳(中国)(有)	Novo Nordisk〔デンマーク〕	糖尿病治療薬(生産規模拡大)	2 億元(投資額)	天津市
2007年(予定)	未定	Novartis〔スイス〕	研究開発センター新設	1 億米ドル(予定)	上海市

(資料)新聞報道等にもとづき三菱東京UFJ銀行企業調査(香港)作成

### (3) 急拡大する中国の医薬品市場

ここ数年、中国の医薬品市場は急拡大している。2002年以降の医薬品市場規模の推移をみると(図表3)、2002年の2,013億元から2006年の3,971億元へとわずか4年間でほぼ倍増しており、年平均の伸び率は18.5%に達している。

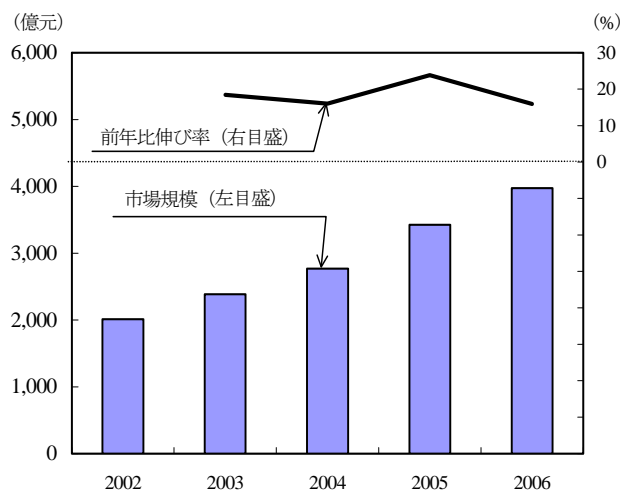
西洋薬、漢方薬の別でみると、同期間、西洋薬および西洋薬原料の年平均伸び率が18.0%、漢方薬および漢方薬原料が19.6%となっており、ともに消費が拡大している。

#### ① 拡大する医薬品需要

こうした背景には以下の事情がある。

まず、周知の通り、総人口が2000年の12億7千万人から2006年の13億1千万人へと年率0.6%増のペースで増加した(図表4)。注目すべきは年齢構成の変化で、2000年から2005年にかけて0~19歳、20~39歳の層がそれぞれ▲3.1%、▲5.2%減少している一方で、40~59歳、60歳以上の層がそれぞれ5.8%、2.5%増えている(図表5)。中国衛生部の資料によれば、40歳以上の層の疾病率(2週間で100人のうち何人が病気になるか)は20%前後と、40歳未満(10%前後)の倍以上に及ぶことから、人口の高年齢化の進展に伴って医薬品に対する需要が着実に増えているとみられる。

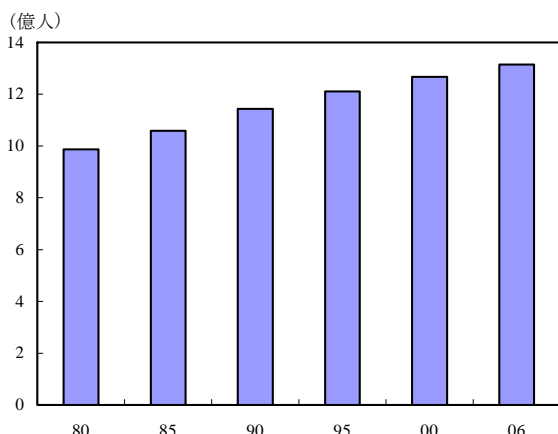
図表3：市場規模の推移



(資料)CEIC Data Co.,Ltd.より三菱東京UFJ銀行企業調査部(香港)作成



図表 4 : 人口の推移



(資料)CEIC Data Co.,Ltd.より三菱東京UFJ銀行企業調査部 (香港) 作成

図表 5 : 年齢構成の変化

	1990	1995	2000	2005	2000年比増減
0-19歳	38.3	34.1	31.2	28.1	▲ 3.1
20-39歳	35.4	34.7	36.1	30.9	▲ 5.2
40-59歳	17.7	21.0	22.2	28.1	5.8
60歳以上	8.6	10.2	10.5	13.0	2.5

(資料)CEIC Data Co.,Ltd.より三菱東京UFJ銀行企業調査部 (香港) 作成

この間、所得環境も急速に改善された。管理職を除く職員の平均年収をみると、過去5年間、実に年率14.4%増のペースで伸びており、2005年には18,364元(1元=14.5円換算で約26万6千円)と2000年時点のほぼ倍の水準となっている(図表6)。また、世帯年収別の構成比をみても、2000年時点では世帯年収1~2万元が全体の53.3%を占めていたのに対し、2005年には最上層が世帯年収2~3万元に上方シフトし、さらに年収3万元以上の世帯数も着実に増えている(図表7)。

図表 6 : 職員の平均年収

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
金額	9,371	10,870	12,422	14,040	16,024	18,364
前年比伸び率	12.3	16.0	14.3	13.0	14.1	14.6

(資料)中華人民共和国国家統計局「中国統計年鑑」より三菱東京UFJ銀行企業調査部(香港)作成

図表 7 : 世帯年収別の構成比

世帯年収	2000年		2005年		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1万元以下	867	5.9	806	4.2	▲ 61	▲ 1.7
1~2万元	7,816	53.3	4,371	23.0	▲ 3,445	▲ 30.3
2~3万元	4,532	30.9	5,579	29.4	1,047	▲ 1.5
3~4万元	1,026	7.0	3,678	19.4	2,652	12.4
4~5万元	267	1.8	1,954	10.3	1,687	8.5
5~6万元	88	0.6	1,025	5.4	937	4.8
6~7万元	35	0.2	564	3.0	529	2.7
7~8万元	16	0.1	329	1.7	313	1.6
8~9万元	8	0.1	203	1.1	195	1.0
9~10万元	4	0.0	131	0.7	127	0.7
10~11万元	2	0.0	88	0.5	86	0.4
11~12万元	1	0.0	61	0.3	60	0.3
12万元超	3	0.0	201	1.1	198	1.0
合計	14,665	100.0	18,990	100.0	4,325	0.0

(資料)中華人民共和国国家統計局「中国統計年鑑」より三菱東京UFJ銀行企業調査部(香港)作成

医薬品の利用増加に、こうした所得環境の改善が大きく寄与している。これまで中国の個人の間では、医療費を節約するため、できるだけ病院や医薬品を利用しない傾向が強かった。例えば



全国1人当たりの1年間の病院外来利用回数をみると、2004年にはわずか1.7回にとどまっていた。これには、所得水準と比べた場合の医療費水準の高さと医療保険の普及の遅れが大きく影響している。まず、中国の医薬品の価格は、先進国の水準からみれば決して高くはないものの、一般市民の所得レベルからみればかなり割高となっている。総合病院における1人当たりの薬代は入院のケースで平均1,872元(2004年)であったが、これは平均年収(2005年18,364元)の約1割という水準である。また、中国では、都市戸籍を有する住民を対象とする「都市労働者基本医療保険」や農村部の住民を対象にした「合作医療保険」などの制度が設けられているが(図表8)、いずれも普及が遅れ、加入者は全体の2割前後にとどまっている。その結果、中国は、医薬品代も含む医療費の個人負担率(自費医療率)が世界的にみても高い。データは2002年時点と若干古いですが、世界保健機関(WHO)によれば、医療費の個人負担率は、英国16.6%、日本18.3%、ドイツ21.5%、かなり自費医療率が高いといわれる米国でも55.1%であるのに対し、中国は66.3%とそれらを大きく上回っている。こうしたことから、一般市民は安易には病院や医薬品を利用できない状況にあったが、上述の通り所得環境が急速に改善されるなかで、かつてに比べれば生活に余裕が生じつつあり、医薬品の利用度も高まっているのである。実際、中国の家計の消費性支出総額に占める医療費のウェイトをみると、年々上昇していることが分かる(図表9)。

図表8：中国の医療保険制度

<b>【都市労働者基本医療保険】</b>
・1998年発足。都市戸籍のある従業員を主な対象としており、政府、企業、個人の3者で保険料を負担する。企業が負担する保険料は社員給料の6~9%、社員個人は給料の2%を納める。医療費の自己負担は5~26%(医療費の金額などにより段階あり)。
<b>【合作医療保険】</b>
・1960年代に発足した農村住民を対象とする医療保険。古くからある村民共済型の制度であるが、2005年時点の普及率は21%にとどまっている。
<b>【公費医療保険】</b>
・1952年発足。政府や政府系機関などの公務員に利用が限定されている保険。利用者は医療費の個人負担がゼロ。
<b>【労働医療保険】</b>
・1951年発足。国営企業の従業員が対象。国営企業が一部株式を保有する集団所有制企業の従業員も適用される。個別企業ごとに設立される基金の収入を当該企業からの支払いに依存しているため、業績が悪い国営企業に勤める従業員は保険金の給付を受けられないケースもある。現在、都市労働者基本医療保険に一本化される方向で検討されている。
<b>【商業医療保険】</b>
・生命保険や損害保険などが提供する医療保険。保険料は個人が支払う。

図表9：消費性支出総額と医療費(含む医薬品支出)

(単位：元、%)

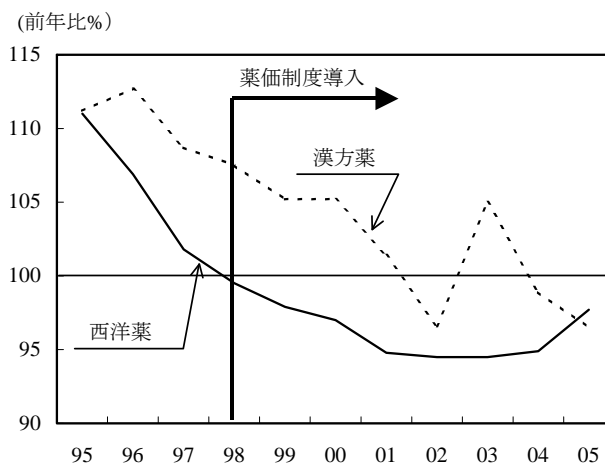
	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
消費性支出総額	4,998	5,309	6,030	6,511	7,182	7,943
うち医療費(含む薬代)	318	343	430	476	528	601
ウェイト	6.4	6.5	7.1	7.3	7.4	7.6

(資料)中華人民共和国国家統計局「中国統計年鑑」より三菱東京UFJ銀行企業調査部(香港)作成

## ②単価は下落傾向

もともと、医薬品に対する需要が拡大する一方で、販売単価は下落傾向にある。既述の通り、中国では1998年に薬価制度が導入されたが、その主たる狙いは医薬品価格の抑制や引き下げにある。薬価制度の対象品目は『国家发展改革委定価薬品目録』と呼ばれるリストで定められ、現状、品目数で全医薬品の約2割、金額ベースで約6割が対象となっているが、同制度を所管する国家发展改革委委員会は1998年から2006年にかけて17回におよぶ薬価の引き下げを実施した。その結果、薬価制度が導入された1998年以降、西洋薬の平均小売価格が2005年まで8年連続して前年を下回って推移したほか、比較的影響が軽微であった漢方薬も、2002年以降、前年割れの年が複数見受けられる状況となっている(図表10)。

図表10：医薬品小売価格の前年比伸び率



(資料)CEIC Data Co.,Ltd.より三菱東京UFJ銀行企業調査部(香港)作成

## (4)参入企業の業績

参入業者の業績をみると、市場規模の拡大に伴って増収増益が続いている(図表11、図表12)。西洋薬およびその原料薬メーカーは、2006年までの過去4年間、売上が年率18.0%増、税引前利益が同16.3%増のペースで拡大した。漢方薬およびその原料薬メーカーも、同期間、売上が年率19.6%増、税引前利益が同11.9%増の勢いで増加している。

ただし、利益率は低下傾向にある。今のところ、税引前利益率の水準自体は、西洋薬およびその原料薬メーカーが7.1%、漢方薬およびその原料薬メーカーが8.6%とまずまずの水準にあるが、前者はピークの2003年から3年間で1.5ポイント、後者も2002年から4年間で2.7ポイントも下落した(図表11、図表12)。また、赤字企業の比率も、2006年末時点で、西洋薬およびその原料薬メーカーは25.4%、漢方薬およびその原料薬メーカーは24.3%に達している(注)。

(注)所得水準に比べた医療費の高さを背景に、病院や医薬品メーカーが過剰に利益を稼いでいると批判する向きもあるが、上述の通り、医薬品メーカーの利益率は高過ぎるとは言えない状況にあり、むしろ病院を中心とする流通段階での利幅が大きいものと考えられる。たとえば新聞報道によると、注射用 Certazidime 1本の薬価(利用者購入価格)は78元であるが、メーカー出荷価格は30元であり、残りの48元が病院(46.5元)と卸売業者(1.5元)の-marginであるという。

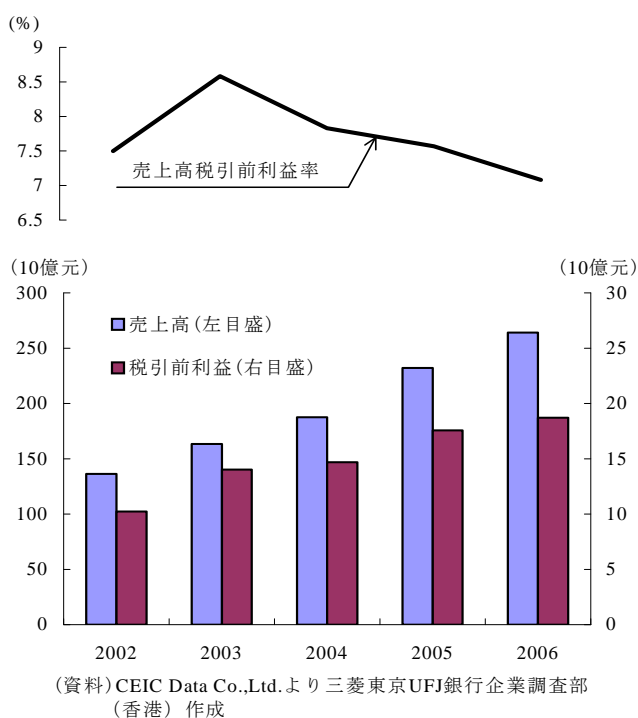
こうした背景に、上述した薬価の引き下げやエネルギー・原料価格上昇等の影響があったことは言うまでもないが、より根本的には、付加価値の低い後発薬が主体であることや、4,000社にも及ぶ多数の業者が乱立し、激しい価格競争を繰り広げているといった構造的な要因が少なからず影響している。中国で販売されている医薬品は、数量ベースでは実に95%以上、金額ベースでも65%以上が後発薬といわれており、十分な研究開発が行えるだけの体力や技術力に乏しい地場企業の多くは後発薬を中心に生産を行っている(注<sup>1</sup>)。後発薬は、薬価引き下げの主たる対象であるだけでなく、参入が比較的容易である一方、他社との製品差異化が難しいことから、病院や薬局向けの納入価格競争も激しさを増しており(注<sup>2</sup>)、地場メーカーの多くが利益率の低下に見舞われているのである。とりわけ零細規模のメーカーは、足元の利益率低下によって従来以上に研究開発コストが負担しづらくなり、さらに後発薬への依存度が高まるといった悪循環に陥る恐れが強まっている。

一方、外資系メーカーは、「単独定価」が適用される新薬・ブランド薬（＝薬価引き下げの対象とならず、メーカーの販売希望価格に近い水準で薬価が設定されることが多い）を中心に手掛けるところが多く、そうしたメーカーは地場メーカーと比べて高い収益を稼ぐことができてきている模様である。

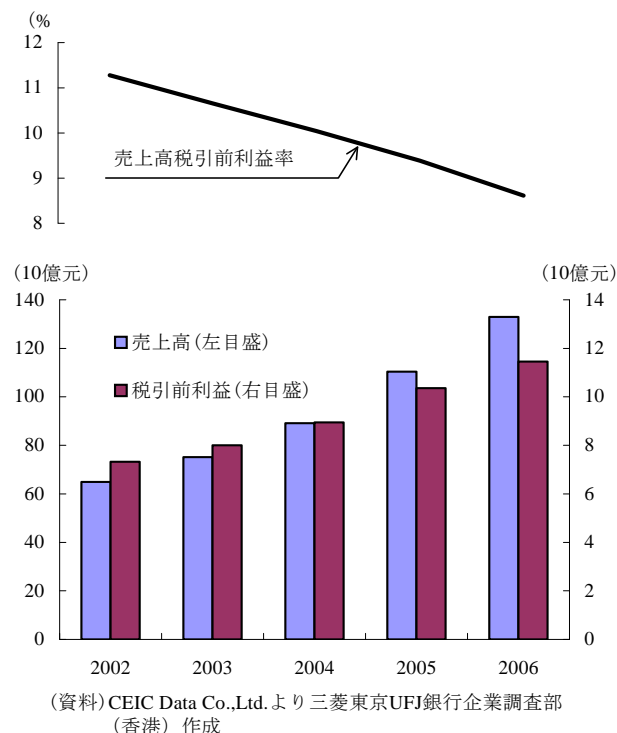
(注1) 地場メーカーの研究開発費は平均で売上の5%程度で、世界の大手メーカーの15～25%と比べて低い。そもそもの売上規模の違いも加味すると、研究開発への投資額は世界の大手メーカーに比べて遥かに小さなものとなる。

(注2) また、中国医薬統計年鑑によると、近年の需要増加にもかかわらず、中国の医薬品メーカーの設備稼働率は2002年の57%から2004年の55%に低下している。国家发展改革委員会によると、足元では同比率が50%程度にまで低下している模様である。

図表 11：西洋薬および原料薬メーカー



図表 12：漢方薬および原料薬メーカー



## 2. 今後の見通し

### (1) 市場動向

この先も、中国の医薬品市場は拡大を続けよう。人口増、年齢構成の変化、所得環境の改善など、これまで医薬品の利用増加を促してきた諸要因が今後も続くと思われるほか、医療保険制度の普及が医薬品の利用増加を大きく後押しするとみられるからである。「和諧社会」の建設をスローガンに掲げる胡錦濤国家主席や温家宝首相は、医療保険制度の普及を重要なテーマの1つに挙げており、地方政府に普及率向上に向けた取り組みを指示したほか<sup>(注)</sup>、中央財政から補助金を支給し保険基金の財政基盤を強化するなどの対応を進めている。これらを総合すれば、この先も中国の医薬品市場は少なくとも年率15%を上回る勢いで伸びていくと予想される。

(注) 都市部では、省・市政府が主導する形で、会社と個人が共同出資する「都市労働者基本医療保険」への強制加入を進めている。また、温家宝首相は、農村住民を対象とする医療保険制度である「合作医療保険」の普及率を2005年の21%から2006年に40%、2007年に60%、2008年には100%に引き上げるよう指示した。同制度における1人当たりの医療保障額は年間50元（個人2割負担）と小さいが、農村人口は7.6億人と極めて大きいため、普及率が21%から100%に上昇し、全員が同制度を50元利用したと仮定すると、300億元（1元＝14.5円換算で約4,350億円）の新規需要が発生することになる。





## (2) 業界動向

ただし、参入業者の収益性は一段と低下する恐れがある。そもそも業界全体の設備稼働率が50%前後と供給過剰に陥っているなかで、メーカー間の納入価格競争が激しさを増していくとみられる。

さらに、中央政府による薬価の引き下げが一段と進むことも予想される。この点については、病院を中心とする流通段階での利幅が大きいことが高医療費に繋がっているとの認識のもと、「今後、中央政府は薬価政策の重心を病院の利幅抑制に移していくため、医薬品メーカーの影響は軽微」とする見方もあるが、その一方で中央政府はすべての処方薬について薬価を導入する方針を打ち出しており（現状は既述の通り、品目数で約2割、金額ベースで約6割が対象となっている）、医薬品メーカーも影響が皆無というわけにはいきまい。

また、地場メーカーにとっては、この先、攻勢を強める外資系メーカーとの競合が一層強まることが予想される。外資系メーカーの間では、中国の市場の成長性や生産コストの低さだけでなく、技術系の人員の人件費や臨床試験コストの低さも注目を集めており<sup>(注)</sup>、近年では、研究開発（R&D）拠点を新設し、中国向けの新薬の開発に乗り出す動きが相次いでいる（図表13）。外資系メーカーの新薬の開発、投入が進むにつれ、既存医薬品の低付加価値化や低価格化が進展し、新薬開発力に乏しい地場メーカーは収益力の低下に見舞われる恐れが強い。

(注)中国での臨床試験コストは、欧米に比べて30%ほど低いとの試算もある。

図表13：外資系メーカーの研究開発拠点の新設事例

時期	外資系メーカー名	概要	投資資金	所在地
2005年11月	Pfizer〔米〕	研究開発センターの新設	2億元	上海市
2006年10月	三菱ウェルファーマ〔日〕	研究開発センターの新設	100万米ドル (資本金)	北京市
2007年5月	Novartis〔スイス〕	研究開発センターの新設。ガンの研究	1億米ドル	上海市
NA（計画）	Novo Nordisk〔デンマーク〕	研究開発センターの拡張	NA	北京市
NA（計画）	Wyeth〔米〕	研究開発センターの新設	製造も含め 5,000万米ドル	上海市
2009年（計画）	Astra Zeneca〔英〕	研究開発センターの新設。ガンの研究	1億米ドル	上海市

(資料)新聞報道等にもとづき三菱東京UFJ銀行企業調査部(香港)作成

こうしたなか、参入メーカー、とりわけ後発薬を中心に手掛けている地場メーカーにとっては、いくつかの先行メーカーでみられるように、①原料薬メーカーは製剤分野に進出する、製剤メーカーは原料薬分野に進出するといった形で一貫生産体制を構築する、②人件費の低い内陸部へ進出・移転し、生産コストを抑えるなどしてコスト低減に努めるとともに、③中長期的な収益力の強化に向け、研究開発活動を精力的に行い後発薬への依存度を引き下げることが肝要となろう。

もちろん、こうした対応には相応の資金が必要で、すべてのメーカーが対処できるわけではあるまい。このため、この先、零細メーカーの淘汰や企業規模の拡大を目指した企業間の合従連衡が大きく進展する可能性もある。その過程においては、地場メーカー同士の組み合わせはもとより、地場メーカーと外資系メーカーが手を組むケースも現れてくることが予想される。地場メーカーの立場からみれば、資金や技術力を有する外資系メーカーと手を組むメリットは大きいし、外資系メーカーにとっても、一から生産拠点を立ち上げるよりも地場メーカーの既存生産拠点を手に入れた方が効率的なケースや、地場メーカーが持つ販路を活用できるケースがあると考えられるからである。実際、2006年10月には、世界の大手医薬品メーカーBayer〔独〕が地場メーカーである東盛科技の3つの風邪薬ブランドと生産設備を12億6,400万元（1元=14.5円換算で約183億円）で買収、東盛科技は売却資金を漢方薬、麻酔薬に集中投資していく旨を発表するなどの動きがみられている。



×

×

×

順調な市場拡大が期待される中国の医薬品市場であるが、参入業者の間では、淘汰や再編が進む激動の時代を迎えることになりそうである。しかし、こうした業界構造の変化は、資金力に勝る大手の地場メーカーや外資系メーカーにとっては、大きなビジネスチャンスと捉えることもできそうで、今後の各社の戦略や取り組みが注目される。

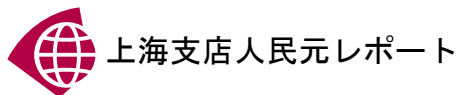
以 上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 王 浩 (日本語可)

住所：6F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL:852-2249-3031 FAX:852-2521-8541



中国外貨交易中心の新システム稼動について

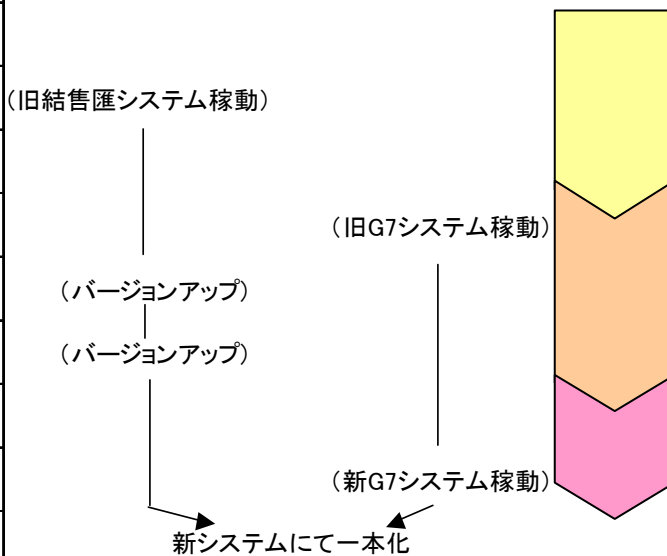
三菱東京UFJ銀行 上海支店  
市場操作課長 田中 利朗

中国外貨交易中心（以下 CFETS、China Foreign Exchange Trading Systems）の新システムが全面稼動して 2 週間が経過した。本稿では、中国の為替政策に対し多くの示唆を含むと見ることができるこの新システムの概要と影響につき纏めることとしたい。

1. CFETS のシステムの変遷

CFETS の電子トレードのこれまでの動きは以下のように 3 段階に分けることができる。この電子トレーディングの方式の変遷はそのまま中国の人民元為替政策が反映しているものといえる。

1986年	外貨調剤中心(CFETSの前身)設立
1994年1月	外貨調剤中心へのレート一本化(全国でのドル/人民元レートの統一)
1994年4月	中国外匯交易中心(CFETS)設立、全国統一システム稼動
2003年2月	取引時間を9:20~11:00から9:30~15:30へ延長
2005年5月	G7カレンシー専用システム導入
2005年8月	人民元為替予約開始
2006年1月	OTC(銀行間相対取引)開始、マーケットメーカー制度導入
2006年10月	取引時間を9:30~17:30に延長
2007年3月	新システム稼動(外貨のみ開始)
2007年4月	人民元も含めた新システム全面稼動

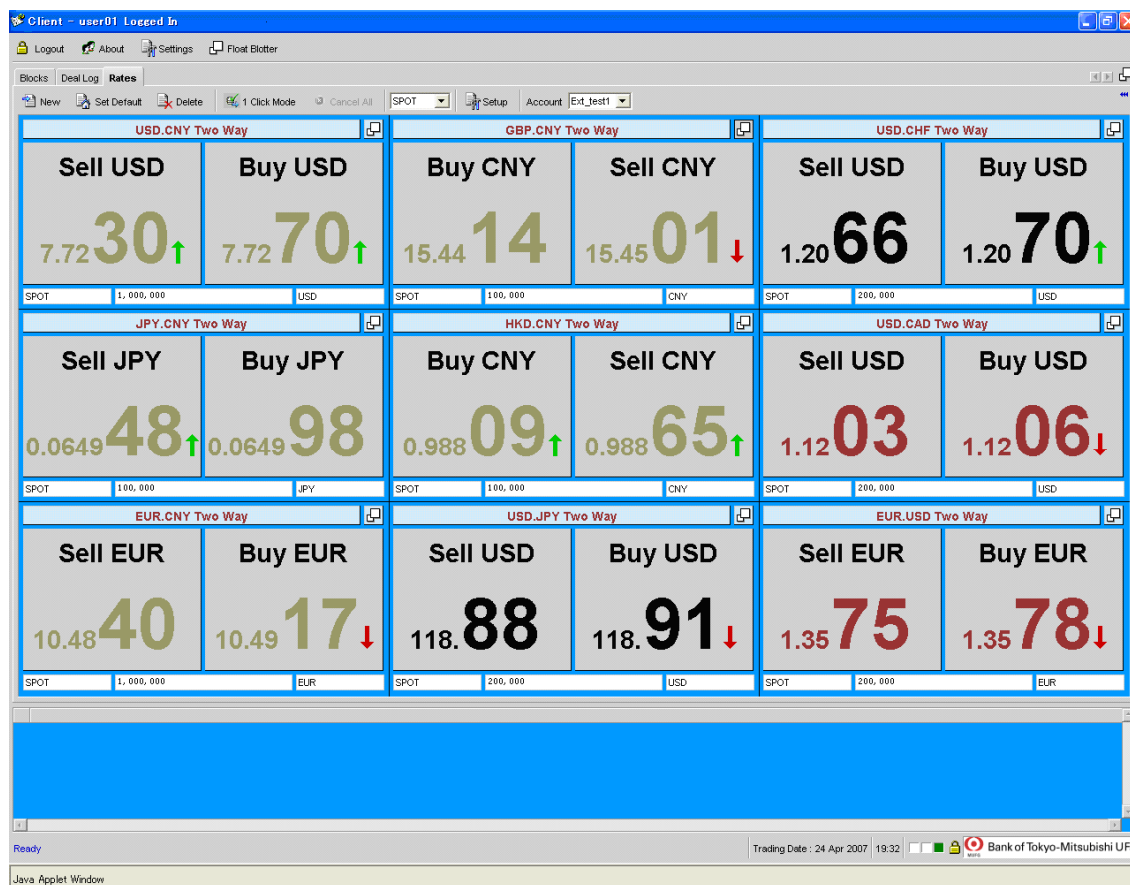


(出所：各種資料より当行作成)

為替政策とのかかわりという視点からは、今回の新システム導入は以下の意味を持つと考えることができる。

- ① 人民元-外貨間の 24 時間トレードへ向けての外貨/人民元の共通のプラットフォームの成立
- ② 上記 24 時間トレードは中国国内でのみ行ってもあまり意味をなさないことから、将来的にはオフショア人民元マーケットの成立、つまり、人民元のハードカレンシー化までを見据えたものといえる。
- ③ 取引量の一層の拡大。本システムが、マーケットメーカー各行がオートトレーダー（レート提示と約定を自動で行う）を CFETS のシステムに接続することを前提としていることから。

以下は、新システムにおける画面（テスト画面）であるが、「共通のプラットフォーム」をイメージすることができるものとなっている。左上は米ドル/人民元、中央下は米ドル/日本円である。これらのパネルを1クリックするだけで、銀行間の約定が可能となる。



## 2. レート形成に与えた影響

以下では、2007年4月のレートの動きを追ってみた。新システム導入後は各行のディーラーの新システムへの慣れの問題もあり、慎重に取引がなされた結果、開始直後から午前9時30分～午後4時30分くらいまでの変動は抑えられていたように見受けられるが、市場が閉鎖される午後5時30分にかけて激しく動くことが多くなってきたことがわかる。4月の23日を例にとってみると終値にかけて20ポイントも「吹き上がって」いる。この現象はマーケットメーカーに課せられた「総合ポジション管理（オーバーナイトの人民元ポジションは必ずショートにする）」によるものである。市場の閉鎖にかけて、人民元ロングポジションを取っていた銀行が、一斉に人民元売り（米ドル買い）をかけてポジションを解消するため、急激な人民元安となるこの動きは、これまでも傾向としては観察されていたが、新システム導入後はさらに大きくなってきていると感じられる。これは、旧システムにおいては約定レートの上下にどんなレートでどれだけ売り買いが掛けられているかが一目瞭然だったのが、新システムにおいては、これが見えなくなってしまったため、とにかく大きな金額で一斉に人民元売りを掛けてポジションをクローズする銀行が現れてきたことが原因と思われる。絶対水準のレート変動は0.03%程度なのだが、現在の人民元為替の銀行市場では一回の取引が50百万ドルを超えることも珍しくなくなってきており、ディーラーの神経戦も相当なものとなってきている。

人民元相場: 4月23日の一日の変化



(出所:ロイター)

これまでのシステム更改時と同様、本システムに各行ディーラーが慣れるに従って、さらに新しいトレンドが出てくることも十分予想される。今回の導入ではオートトレーダーのレート提示の巧拙が今後の各ディーラーの腕の見せ所となってくる筈である。

### 3. まとめ

今回の新システムは、マーケットメーカー行に対して計画が公開されたのは2006年の4月であり、稼働開始についてはその年の11月20日に設定されていた。これは各マーケットメーカーに、半年以内でこの新システムに対応した自動レートプライシングシステムの開発を要請することを意味する。電子トレーディングシステムそのものについては、外銀各行とも、水準の差こそあれ、本国では既に導入済みであるが、これを中国に持ち込み、CFETSの要求水準までカスタマイズする期間が半年というのはかなり短いとの批判があがっていた。これを踏まえ最終的には、期日は延期され、2007年4月9日に落ち着いた経緯にある。

現在、中国の銀行系システムは決済システム、外貨管理システム、マネーロンダリング防止システム、金融統計報告システム、さらには今回紹介した電子トレーディングシステム等、国家当局主導のもと次々と最新システム化されており、そのスピード感は相当のものがある。外資系銀行及び地場銀行にとって、次々と更新される当局システムに自行のシステムを対応させていくことが最優先課題となりつつあると言えよう。

以上

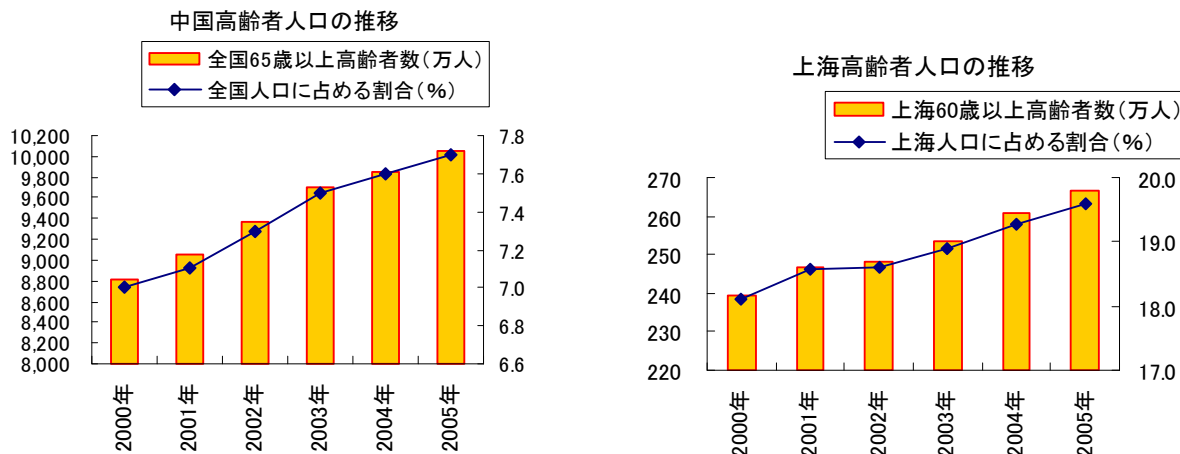




投資：『中国シルバービジネス』のすすめ

三菱日聯諮詢（上海）有限公司  
戦略コンサルティング  
シニアコンサルタント  
窪寺 暁

中国は成長力も非常に強く、これからも発展し続ける若い国というイメージが日本国内にはあるのではないだろうか。しかし、実際には有名な一人っ子政策などの影響により、中国は 2020 年あたりから人口減少が始まるとされている。また、それに先立って急速に高齢化がおこることが分かっている。特に、上海などの都市部では農村部に先立って既に高齢層が人口のかなりの部分を占めている。



現在、多くの日本企業は消費意欲の強いやや若年層、ニューリッチといわれる層に集中しているようである。しかし、このような年齢構成の変化を考えると、実際には中国でのシルバービジネスの可能性が見えてくる。実際に、いくつかの企業様からはシルバービジネスについてのお問い合わせ、ご依頼が出始めている。

シルバービジネスで考えられるものは、日本と同じでそれこそ無限に広がっているだろう。そのうち、ユニバーサルデザイン商品の開発など製造業の範疇で行えるものに関しては、事実上参入の規制も無く、現状でも日本企業のノウハウを直接活用できる。

一方、サービス業に関しては、一般的に最近まで外資系に対しての市場アクセスが禁止されていたため、あまり参入が検討されてこなかった。しかし、WTO 加盟時の約束の最後の仕上げが 2006 年 12 月に行われ、基本的にはオープンになった。今後、日本企業が目を向けてくる時期に入ってくるであろう。

ただし、シルバーサービス業は消費者の嗜好に密着していることが多いため、日本のビジネス



モデルを単に移植するだけではうまくいかないと思われる。そこで、いくつか中国市場向けに行うべき調整について記述したい。シルバービジネスの本命のひとつである老人ホーム事業を外資系を例にとりながら説明を行いたい。

### 政府との関係を重視する

通常中国ビジネスでもこの傾向は強いのだが、シルバービジネスは社会全般に影響がある分野が多いため、消費財の製造や販売などのビジネスより、格段に政府の影響が強い。たとえば、老人ホームビジネスでは、通常外資企業が接触を取る工商局・対外経済貿易委員会などのほかに、民政局、衛生局などとの連携・交渉が必要になってくる。これは、単に企業設立時に申請を行う当局ということにとどまらず、事業運営そのものでも協力を取り付けることが有効になることがある。具体的に言えば、老人ホーム設立の物件（土地）の紹介や、極端な場合は当局と関係の深い企業と合弁を設立するというようなことも想定される。

### 消費者意識の違いを認識する

シルバービジネスについてのニーズは、中国の慣習が大きく影響することも有るため、一度常識的なことからニーズを分析する必要がある。たとえば、中国では子供が年老いた親の面倒を見るという意識が現在の日本よりは強い。また、富裕層は両親のケアのために家政婦を雇い、緊急時にはホームドクターが常に駆けつける体制をとるなどしているケースも多く、そもそも通常の意味での老人ホーム入居のニーズがあるかどうか不明である。そのため、思い切って豪華にし、入居することをステイタス化させるなど、心理的なエクスキューズや虚栄心を満たすような仕掛けを作る必要があることが想定される。

### 自社のビジネスモデルに固執しすぎない

日本国内で成功している企業ほど、中国市場参入に対しても日本のビジネスモデルそのものを持ってこようとする傾向がある。また、サービス業の場合は欧米への進出経験が無く、中国進出が初めての海外進出という場合も多く、なおさらビジネスモデルのチューニングの必要性を認識しないことが多い。老人ホームの場合で言えば、自らが日本で展開しているフォーマットや、顧客ターゲットをそのまま中国展開しようとするのがこれにあたる。たとえば、日本で入居一時金 3000 万円の事業を展開している場合、中国では物価水準を五分の一程度に想定し 600 万円とってしまう場合がある。しかし、600 万円という価格は、ほとんどのサラリーマン家庭にとってはかなり高く、逆に不動産バブルにのって資金をためた富裕層にとっては、その程度で提供できるサービスには魅力を感じない、というような中途半端な価格帯設定となってしまうこととなりかねない。（あくまでも例であり、実際に 600 万円が適当ではないという意味ではない。）

### 競合分析よりスピード

最後に、スタンスのようなものになるが、分析と意思決定のスピードの問題がある。日本のように成熟した市場では競合他社との差異化が重要になるが、中国のシルバービジネスは前例が無い場合が多いため、現時点での競合を分析しすぎてもあまり意味が無い。一方、他のビジネスでもそうであるが、中国ではビジネスモデルそのものが模倣されるタイミングが早く、かつ利益度外視で参入してくる企業も多いため、有る業界が立ち上がって数年すると一気に過当競争になり、先行者利得を取れる期間が短く、かつ利益を出せるプレイヤーがごく少数というような例が多い。そのため、ファーストムーバー的な動きをしないと、過当競争の中にあとからのこのこ入っていくことになりかねない。



社内の動きで言えば、調査・分析のスピードそのものを上げ、一定の情報が集まった段階で、トップがGOサインを出す、というような早い意思決定が必要である。老人ホームの例で言えば、現在中国に存在する国営の老人ホームの分析を細かく続けていても、日本企業が狙うであろう富裕層向け老人ホームのビジネスモデル構築にはあまり役立たない。ざっくりと現存する老人ホームを俯瞰すること程度で十分である。(しかし、このレベルのことを行わないで参入しようとする場合は、さすがに危ない。)

以上、多少水をさすようなことを書いてきたが、日本企業の強みが生かせる分野であり、かつ広がりも無限に近い市場であるため、基本的には中国シルバービジネスは日本企業の参入が望まれる市場であることには変わらない。まずは、参入の検討をスピーディーに行ってみてはどうだろうか。

<参考文献>

全国老齡弁公室ホームページ

上海社会科学院人口と発展の研究所ホームページ

(執筆者のご連絡とメッセージ)

三菱日聯諮詢(上海)有限公司

所在地：〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦2301室

TEL: 86-21-5888-3590 FAX: 86-21-5047-2180

## 税務会計：中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

会計、税務、経営管理、について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

### ◆会計 (担当：小鯛ゆかり)

#### Question：

中国新企業会計基準では、無形資産の取扱いが一部変更になるそうですが、その変更点を教えてください。

#### Answer：

無形資産とは、企業の経営活動に長期的に役立つ無形の資産を指します。企業価値を検討する際はブランドや人材等までも含めて無形資産を取り上げることもあります。財務会計上は金銭を支出して購入する権利など客観的に検証可能なもののみを資産として取扱います。代表的なものとしては、土地使用権、特許権、営業権、ソフトウェア等が挙げられます。今回は、中国新企業会計基準で会計処理が変更される土地使用権とのれん(営業権)の取扱いについてご紹介致します。

#### 土地使用権

中国では土地は基本的に国家所有とされているため、企業が工場等建設のため土地を使用する場合は、「土地使用権」を購入することとなります。現在の中国会計基準では、土地使用権を購入時に取得原価で「無形資産」として計上します。また購入した土地使用権は使用期限が定められているので、その期間にわたり減価償却を実施します。但し、建物等の建築を開始した時点で、対応する土地使用権の帳簿価額を「建設仮勘定」に振りかえ、建設した建物等が使用可能な状態に達した日に建物等の建設費用と合算して「建物・構築物」に振り替えます。その後は建物等の建築費用と合算して減価償却を実施します。

中国新企業会計基準では、土地使用権は所有期間中「無形資産」として計上し、使用期限に亘り定額で償却を実施することとなりました。これにより建物の建築によって土地使用権の処理に影響が発生することはなくなります。

#### のれん(営業権)

のれんとは、同業他社を上回る収益を得るための無形の収益獲得源です。通常財務会計では、ブランド・経営ノウハウ等自社で築き上げたのれんを資産として計上することは認められません。ただ他の企業又は他の企業の一部事業を買収した場合、買収額と買収した各資産の総額には通常差額が発生し、これはその企業又は事業の有するのれんと考えられます。このような場合、発生した差額は客観的に検証可能であるため、貸借対照表上「のれん(営業権)」として資産計上することが認められます。

現行の中国企業会計基準ではのれんの償却について明確な規定は存在せず、その取扱いに関して議論がありました。しかし新企業会計基準では、使用期限の不明な無形資産は償却しないと定められたため、のれんは減価償却の対象とならないことが明確になりました。一方で、資産減損の会



計基準の中で、のれんは減損評価の対象となっており、貸借対照表に計上したのれんの資産性の評価は、減損会計の基準・判断により実施されることとなりました。

その他、無形資産に関する会計処理変更点としては、研究開発費について一定の条件を満たす場合資産計上が認められる点などが挙げられます。このような変更点に関連する業務、資産を自社で保有している場合は、一度会計基準変更による影響を評価されることをお勧め致します。

#### ◆税務 (担当：案浦崇)

##### Question :

新しく公布される中国企業所得税法が外国投資家に与える影響とはどのようなものですか

##### Answer :

2007年3月16日、全国人民代表大会において、中華人民共和国企業所得税法（以下、新法）が可決されました。新法は国内企業及び外国企業に同時に適用するもので、現在、国内企業向けと外国企業向けと別々である企業所得税制を一本化するのが目的です。

##### 施行日

新法は2008年1月1日に施行されます。新法によれば、2007年3月16日以前に設立した企業は、新法実施後の5年の間、設立当時の優遇税率（例えば、軽減税率、二免三半減など）を享受し続けられることとなります。

##### 居住者企業

居住者企業は、全世界所得が中国企業所得税の課税対象となるのに対し、非居住者企業は、中国源泉所得のみが課税対象となります。

「実質的な管理機構」が中国に存在する外国企業は、居住者企業とみなされます。外国企業は、中国国内で地域全体の管理機能を持たせるアレンジをする前に、「実質的な管理機構」に関する条項に十分注意を払う必要があります。

##### 税率

新しい企業所得税法の税率は25%です。小規模な薄利企業に対しては20%、ハイテク企業に対しては、所在地に関わらず、15%の低減税率が適用されます。新法では、小規模な薄利企業及びハイテク企業の定義が明確ではなく、将来公布される実施細策及び関連通達により、規定されると見込まれています。

生産型企業と輸出企業に対する一般的な優遇税制の廃止により、15%の税率上昇（実行税率が10%である企業もあるため、10%から25%）に直面する外商投資企業もあり、最終利益や投資利益率に多大な影響を与えることに疑いの余地はありません。一方で、現在33%の税率が適用さ





れている外商投資企業は、新しい税率により、即座に恩恵を受けることになります。

### 新しい優遇税制

新法は、「主として産業的優遇、地理的優遇は限定的」とする優遇税制を採用しており、現行の所得税法からは大きな方針の転換となっています。一般的生産型企業全体に与えられていた、二免三半減などの優遇税制の廃止により、一般的な産業の外商投資企業（例えば、低付加価値製品、労働集約型製品の生産企業など）は不利な影響をある程度受けることになります。

### 租税回避の防止

新しい企業所得税法は、1つの章全てを、租税回避に対する〈特別納税調整〉章にて費やしています。この章では、関連企業間取引の開示と文書化要求立法化の確実な実施のための規定を定めています。そのうち、影響力のある租税回避行為に対する措置を下記に4つ挙げておきます。

- 1) 「租税回避防止一般条項」により、合理的な商業目的がない商取引について、課税所得を調整する権限を税務当局に付与。
- 2) 「過少資本化防止条項」により、関連企業からの借入金のうち、一定の負債・資本比率を超えた部分に関する利息は損金不算入。
- 3) 「租税回避地区での租税回避防止条項」（いわゆるタックス・ヘイブン税制）により、合理的な商業的理由なしに、低課税地域に所在する中国企業が留保している未処分利益について、中国企業の収益とみなし、課税対象となる。
- 4) 「利息賦課条項」は新しい規定で、この章に依拠し行われた税務調整額に対し、利息が賦課されることとなります。現行の中国税法では、移転価格調整額は、罰課金および延滞金の対象ではない。

同時に新法では、関連会社間での無形資産の共同開発、共有及び役務提供の費用について、コストシェアリング原則が、法律として正式に導入されています。しかしながら、中国では、コストシェアリングの実施についての経験が浅く、実務的にまだ未知数といえます。

### 源泉所得税の減免税

現行の企業所得税法では、外国投資者への配当の一般的な支払いに関し、源泉所得税が免税となっています。一方、外国投資者が中国から受け取る利子、借貸料、ロイヤルティ、その他類似所得に対する源泉所得税は優遇税率10%となっています。新企業所得税法では、この優遇が継続し留保されるか特に定めていません。しかし、新企業所得税法が、所得税の減免税優遇を行う可能性はあると思われ、具体的実施細則が待たれている状況です。

### 結論

新法の公布は中国税制の歴史上、ある種の一里塚であり、主に基本的条項に対し、包括的枠組みと概念が設定され、国内企業向けと外国企業向けと別々であった税制を一本化しています。一部用語の定義、各条項及びその実施方法の解釈に対し、実施細則とその他補充文書にて、詳しい説

明がなされることが期待されています。

◆経営管理 (担当：須原誠)

**Question :**

本社にて J-SOX 対応を目的とした内部統制整備ツールとして CSA(コントロール・セルフ・アセスメント)の導入が決定されました。中国において CSA を導入する際の留意点を教えてください。

**Answer :**

CSA とは

内部監査人協会 (IIA) の説明を要約すると、CSA (コントロール・セルフ・アセスメント) とは「重要なビジネス目標、その目標を達成する上で直面するリスク、及びそれらのリスクを管理するための内部統制を検証する手法の一つであり、業務運営上の統制活動現場責任者が自らのリスクマネジメント及び内部統制活動の有効性について自主的に検証・評価するプロセス (IIA Professional Practices Pamphlet – A perspective on Control Self-Assessment, 1998)」の事を指します。内部監査や外部監査のように独立した第三者が客観的に評価するのではなく、現場の統制活動を実際に運営している人々自身が業務プロセス毎の統制責任者となって、自らを評価、分析し、その結果の基づき自ら改善を行っていくことが CSA の特徴です。

CSA が発展した背景

業務の拡大 (業務自体の規模的拡大及び業務活動地域のグローバル化) およびビジネスモデルの複雑化にともない、内部監査の対象領域が急速に拡大化・専門化しています。しかしながら、これらの変化に対応するために、企業が内部監査活動に割けるリソース (人的資源、専門知識、時間など) に限界が生じてきました。そこで、組織全体にわたる内部統制の有効性を確保するための内部監査の補足手段として、各業務プロセスにおける内部統制の有効性を評価する活動及び責任を、より現場の専門家へ委譲する手法が開発されました。石油関連企業 Gulf Canada 社が開発導入した手法が現在の CSA の最初の体系的なモデルとされています。現在、J-SOX へ対応する上で、企業が内部統制強化活動に割けるリソースの限界を補うための一つの手法として導入する日本企業が増えてきています。

中国で CSA を導入する際の留意点

CSA にはさまざまな手法やツールが用いられますが、大別するとグループディスカッションを中心とした「ワークショップ形式」とチェックリストやアンケートを用いる「質問書形式」の2つの形式があります。日本の企業が J-SOX 対応目的に導入している CSA は主に「質問書形式」のものです。

CSA を導入する際には、「企業風土、産業の特質、CSA 導入の目的、対象者の特性を鑑み、上記 2 つの形式を使い分ける必要があります」と日本で出回っているほとんどの CSA の教科書に書いてあります。しかし、中国では両方の形式を使い合わせることをお勧めします。その理由は、本来 CSA が有効に活用させるためには、業務プロセスの文書化がある程度まで整っていること、そして業務プロセスの現場責任者自身が自主的にプロセスの評価及び改善が出来る能力を持っている (内部統制のインフラが整っている) ことが前提条件となっているのですが、ほとんどの在



中国日系企業ではそれらの前提条件が成立していない場合が多いからです。

よって、在中国日系現地法人の責任者の方は、まずは内部統制のインフラ、特に内部統制整備プロジェクトの現場リーダーの育成に全力を注ぐ必要があります。その為に有効な手段の一つがワークショップ形式と質問書形式の **CSA** 併用です。

併用の際には最低以下の3つのステップを踏むことをお勧めします。

①現地採用の中国人の方々（業務プロセスの現場責任者）に「内部統制とは何なのか？なぜ内部統制の整備が必要なのか？」を明確に理解してもらうことが重要です。よって、まずは選抜したリーダー格の選抜メンバーのみ（約10人）を対象としたワークショップ形式の **CSA** を通じて内部統制に関する現場教育を施し、業務プロセス現場責任者の内部統制に関する意識の向上及び内部統制に対する理解を深めてあげる必要があります。

②中国の業務プロセス現場責任者が日本と同じレベルで業務の「あるべき姿」を認識できていない現状を改善するために、ワークショップ形式 **CSA** を既に受講した選抜メンバーに日本の本社が作成した各業務プロセス内部統制の「あるべき姿」を体現した質問諸形式 **CSA** を短期間で一通り回答させ（完成度はある程度犠牲にしてドラフトを作成させ）、選抜メンバーが各業務プロセスの全体像と相互の関連性及び各プロセスの内部統制の「あるべき姿」を理解できるよう教育する必要があります。

③選抜メンバーを再招集し、ドラフト状態で回答済みの質問書形式の **CSA** を題材にして、「中国現地に合った内部統制を整備するにはどうしたら良いか」を討議させる第二のワークショップを実施し、選抜メンバーの内部統制の理解度を深めると共に自己責任意識を醸成する必要があります。

以上の **CSA** 両形式併用トレーニングで選抜メンバーを鍛え上げた上で、日本本社から送られてきた質問諸形式の **CSA** を在中国現地法人内で水平展開することが初めて可能になります。このような内部統制の人的インフラ整備をしないまま **CSA** を導入しようとする、ワークショップ形式であれ質問諸形式であれ、実施した後「やりっぱなし」の状態になり、実質的に意味の無いものになってしまいます。中国では言語及び文化的違いがあるため、人的内部統制インフラの整備プロセスは実に困難を極めます。**CSA** を導入する際には、本社からの全面的支援（外部コンサルタント活用許可等を含む）を受けられる事をお勧めします。

（執筆者のご連絡先とメッセージ）

プライスウォーターハウスクーパース中国  
中国日系業務担当パートナー 齊藤剛  
中国上海市湖滨路 202 号普華永道中心 11 楼  
Tel : 86+21-61238888  
Fax : 86+21-61238800

人事：福利調査 2007-2

Pasona Group

前号に引き続き、パソナグループにて実施した福利調査結果をもとに、日系進出企業の福利制度の実態を「手当て」に関して報告致します。

現在中国で付与される手当は大きく分類すると下記に分類されます。

- ① 法定手当…労働関連法規で規定されている手当（残業、医療、出産等）
- ② 生活関連手当…改革開放以前に主流であった、企業による従業員の“生活丸抱え”の名残とも言えるの手当（食事手当、散髪手当、入浴手当等）
- ③ 職務関連手当…報酬制度の弾力性を持たせる為、個別従業員の職務、能力に対して設定される手当（語学手当て、営業手当て等）
- ④ 処遇の差異化の為の手当…個別従業員の採用、リテンションの為に特別な制度を導入しインセンティブとする手当（住宅手当、車通勤にかかわる手当て等）

①は運用徹底、②は縮小、③④はフレキシブルな報酬制度を構築しつつ、有能な人材を自社へ引き付ける為の施策として様々な手当ての導入がすすむ方向にあります。

【2007 Benefit Survey-China-概要】

調査期間：2006年10月～11月

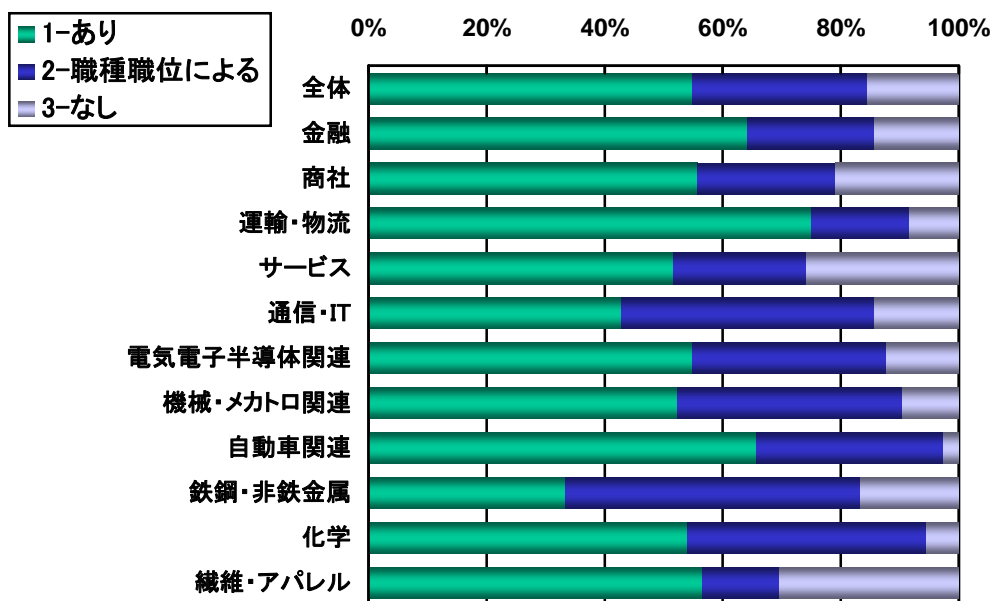
調査方法：WEBアンケート

有効回答：526社（華東地区：394社／華南地区：100社／華北地区：15社／無記入：17社）

\*回答企業の属性は前号参照。

【残業手当】

下記は残業手当の有無に関する回答です。



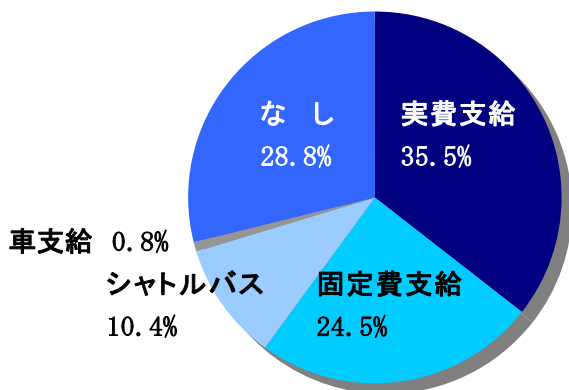
残業手当は、労働法、地方政府の条例に詳細に定義され、基本的に法定手当です。残業手当の割増率は日本より大きく規定されていますが、深夜に関する規定はありません。また、日本における三六協定の様な制度は無く、時間外労働は残業手当を支払えば違法ではありません。ただし、労働契約、就業規則に明記し、労働局に許可を得た場合には、残業手当を支払わないことも可能です。調査における「職種・職位による」という回答は、上記の手続きを踏んだ場合は合法となります。

また、不定形労働等の申請によるフレキシブルな労働時間の運用を合法的に実施する手立てはありますが、日本の裁量労働制の様なホワイトカラーの成果主義に立脚した制度ではなく、どちらかと言えばブルーカラー労働者の労務管理の為の制度です

フレックスタイムの導入企業は、今回の調査では 4.2%で、今後導入企業が増加すると見込まれています。

<b>労働法</b>	
<b>第4章 36条:</b>	<b>1日8時間、週44時間制限(⇒週40時間《国务院規定第3条》)</b>
<b>44条:</b>	<b>割り増し賃金 《平日》1時間あたりの手当て×150%×時間</b>
	<b>《休日》1時間あたりの手当て×200%×時間</b>
	<b>《法定休日》1時間あたりの手当て×300%×時間</b>

【通勤手当】



	華東	華南	華北
実費支給	39.30%	26.80%	7.69%
固定費支給	25.67%	18.56%	38.46%
シャトルバス	8.29%	16.49%	15.38%
車支給	0.80%	1.03%	-
なし	25.94%	37.11%	38.46%

今回の調査では、通勤手当の支給がない企業が 28.8%に達しました。自転車通勤圏内の労働者もしくは、遠隔地から労働者を採用し、隣接の会社の寮に入居させる等の場合に、通勤手当がないケースが多いと判断されます。華東地区と比較して、郊外立地の製造業が多い、華南で通勤手当なしの回答率が高くなっています。

このような郊外開発区等の企業では、ホワイトカラーの車通勤者が増加し、従業員駐車場を設ける企業もあり、地方からの出稼ぎ労働者との生活水準の二極化が顕在化しています。車通勤を認可する場合は、駐車場代補助(提供)、ガソリン代補助、保険料補助等の制度を設け、ホワイトカラー幹部層のフリンジベネフィットとして運用する動きがあります。

金銭支給の場合は、実費支給から固定費支給へとシフトする企業が増加しています。固定費支給では、151元～200元/月という回答が 32%を占め、最多です。次いで、251元～300元/月(17%)、51元～100元/月(16%)となっています。全体の85%以上が51元～300





元のレンジに入ります。

実費支給の場合は、バスの種類（冷房完備、冷房なし）等の設定まで細かな設定が必要となります。

### 【出張手当】

中国の消費市場としての成長、人材の現地化の促進により、現地スタッフの職責が重くなり、中国国内、海外各所への出張機会が増加しています。

今回の調査では、出張手当が「ない」という回答は11.3%でした。

出張手当を付与している企業では、出張先別（中国国内の地域別を含む）の手当て水準の設定、海外出張時の保険制度整備等の出張に関わる規程整備が課題となっています。

下記は職位別、出張先別の出張手当平均値です。

地域	職位	日帰り	1泊
国内	スタッフ	69 元	85 元
	マネージャー	135 元	173 元
海外	スタッフ	201 元	226 元
	マネージャー	298 元	343 元

### 【食事手当】

	華東	華南	華北
あり	47.0%	51.0%	38.5%
なし	53.0%	49.0%	61.5%

左記は地域別の食事手当付与状況です。

全国平均では、食事手当で付与が47.4%という結果でした。

以前は就業時間中の昼食は企業が支給するのが常識でしたが、現在では給与に一本化する方向性の中、食事手当を廃止する企業が増加しています。

特に、市街地のオフィス勤務の場合は、外食産業の発達もあり、職場で弁当支給をする企業も減少しています。

郊外に立地する工場等では、社員食堂による昼食の提供が引き続き一般的です。

### 【日本語手当】

	華東	華南	華北
あり	19.5%	30.9%	46.2%
なし	80.5%	69.1%	53.8%

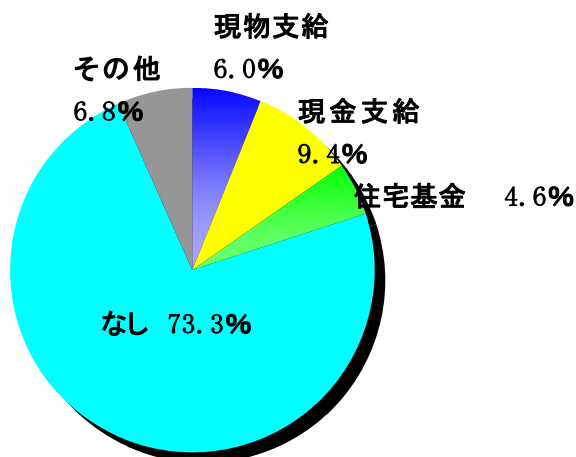
左記は地域別の日本語手当付与状況です。

全土では、日本語手当の導入企業は22.8%という結果でした。

日本語能力をもった人材の給与水準は高めであり、職種、職位のみ応じた給与設定のみでは、人材採用、リテンションが困難ではあるが、賃金テーブルは変更できないというようなケースでは、特に日本語手当で個人材を処遇するケースが多く見られます。

調査では、華南、華北で日本語手当の付与率が高いという結果ですが、日本語人材と非日本語人材の賃金格差が大きい地域ほど、日本語手当での設定により、外部人材市場と社内制度とのバランスを取るケースが多く見られます。

【住宅手当】



	華東	華南	華北
現物支給	2.60%	17.17%	15.38%
現金支給	4.96%	26.26%	7.69%
住宅基金	4.95%	3.03%	-
なし	80.99%	44.44%	76.92%
その他	6.51%	9.09%	-

中国における住宅手当は、主にワーカーを対象とした、郊外、山間地の工場における広域採用人材（外地＝地域外からの採用人材）の為の宿舍の提供と、幹部、管理職の処遇の差異化の為のインセンティブとに大別されます。

地域内での人材採用が主流である華東地区では住宅関連手当での支給は少なく、広域からの人材調達が欠かせない華南地区では、住宅手当の支給率が高くなっています。

中国における“手当”は、国営企業における“生活丸抱え”の名残から、高い昇給率と激しい業績変動に対応する為、変動給与の比率を上げ、柔軟な報酬制度を構築する為の施策へと変化しています。

次号では、非現金報酬となるフリンジベネフィットを中心に報告致します。

（執筆者のご連絡先とメッセージ）

中国： パソナ上海

上海市淮海中路 222 号力宝広場 910 室 〒200021

TEL：86-21-5382-8210 FAX：86-21-5382-8219

E-mail：[pasona@pasona.com.cn](mailto:pasona@pasona.com.cn)

パソナ広州

広州市天河北路 233 号中信広場写字楼 1416 号室 〒510613

TEL：86-20-3891-1701 FAX：86-20-3891-1702

E-mail：[jsgz@pasona.com.cn](mailto:jsgz@pasona.com.cn)

日本： 株式会社 パソナグローバル

東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル

TEL：03-6214-1571 FAX：03-5200-3077

E-mail：[info@pasona-global.com](mailto:info@pasona-global.com)



BTMU中国ネットワーク



	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2楼	86-10-6590-8888
天 津 支 店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大廈21楼 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大 連 支 店 大連經濟技術開發区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11楼 大連市大連經濟技術開發区金馬路138号 古耕國際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無 錫 支 店	江蘇省無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10楼	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 AZIA 中心20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市羅湖区建設路2022号 深圳國際金融大廈16楼	86-755-8222-3060
成都駐在員事務所	四川省成都市總府街31号 成都總府皇冠假日酒店(ホテルインクラウンプラザ)2617号室	86-28-8674-5575
広州駐在員事務所	広東省広州市天河区北路233号 中信広場28-02室	86-20-3877-0268
瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方圓大廈7階705号	86-24-2250-5599
香 港 支 店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京：03-5252-1648（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

「BTMU中国月報」編集責任：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。